

# 第3回城原川流域委員会

平成16年1月22日(木)

# 第3回城原川流域委員会

## 1. 開 会

事務局（中村） それでは、定刻になりましたので、あと2名まだ見えておられません  
が、第3回城原川流域委員会を開会させていただきます。

私は、事務局の国土交通省筑後川河川事務所長の中村でございます。よろしくお願いいたします。

## 2. 挨拶

中村筑後川河川事務所長 本日は、この大雪の天候で大変足元の悪い中、ご参加、ご出席いただき、まことにありがとうございます。また、皆様には、本委員会の運営につきましてご理解、ご協力いただいておりますことを心から感謝申し上げます。

本委員会では、城原川の整備についてご意見をいただき、1年間を目途に意見書の取りまとめを行っていくように考えておりますので、よろしくお願いいたします。本日は長丁場になりますが、何とぞよろしくお願いいたします。

以上、簡単でございますが、開会の挨拶にさせていただきます。

事務局（竹下） それでは、続きまして、事務局より連絡事項をご説明させていただきます  
たいと思います。

本日は、先ほど当事務所長より説明がありましたとおり、2名の方が天候の影響で若干  
おくれておりますが、委員会規則第5条に基づきまして、委員会は成立しております。

次に、第2回の委員会の議事録につきましては、各委員にご確認いただいた後、ホーム  
ページにて公開をしております。

それでは、議事に入ります前に、まず資料の確認からお願いしたいと思います。

お手元に第3回城原川流域委員会議事次第、右肩に資料 - 1 と書かれている資料がある  
かと思います。その次に、横長のペーパーになりますが、資料 - 2 の1、委員からの意見  
の整理（案）と書かれている資料。それから、その次をめくりまして、資料 - 2 の2、委  
員意見要旨（委員別）と書かれている資料がございます。こちらの方の資料が全部で5ペ  
ージにわたる資料でございます。それから、ちょっと横に大きいページがあるかと思いま  
す。資料 - 2 の3と右肩に書かれてあります意見要旨(区分別)という資料があるかと思いま  
す。こちらの方が全部で3枚あるかと思います。その次に、同じく大きなA3判の資料

で資料 - 3、資料リストと書かれている資料があるかと思います。続きまして、また小さな紙になりますが、資料 - 4、城原川流域委員会の進め方（案）と書かれている資料、こちらが資料 - 4でございます。以上が資料 - 1から資料 - 4まででございます。

続きまして、お手元に青色のドッジファイルがあるかと思います。そちらの方を開いていただきますと、資料 - 5、城原川現状認識の整理と書かれている資料があるかと思えます。こちらの方が資料 - 5でございます。その後ろの方に図面等も添付させていただいております。後ろの方をめぐっていただきますと、後ろからごらんいただいた方がいいかと思えます。間仕切りがありまして、図面 - 1と書かれている流域変遷図、その次に、また袋に入っているかと思えますが、図面 - 2、城原川取水模式図、その次に城原川河川環境情報図があるかと思えます。それから、お手元の方に城原川流域航空斜め写真という資料があるかと思えます。こちら、透明の表紙がついている写真があるかと思えます。こちらの方が資料でございます。なお、青色のドッジファイルは、図面等も含めて資料 - 5とさせていただきます。

それから、お手元のドッジファイルではない資料の方をごらんいただきまして、資料 - 6というのが資料 - 4の次に添付されているのではないかと思います。資料 - 6、住民意見の反映方法（案）についてという資料が1枚であります。それから、資料 - 7、次回委員会について（案）ということでございます。

以上が本日の資料でございます。不足等がございましたら、随時、事務局に言っていただければ、こちらの方でご用意させていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります前に委員長よりご挨拶をお願いいたします。

### 3．委員長挨拶

荒牧委員長 皆さん、こんにちは。新しい年が明けまして、第1回目の委員会ということになります。わずか1年間の短い期間でたくさんの委員会を開催しなければならないということで、皆さん方、非常にお忙しいと思えますが、よろしく願いいたします。

今日は、佐賀にとっては1年に1度あるかないかの大雪になってしまいまして、つい二、三日前に、1月17日に起こった阪神・淡路大震災のビデオを見ながら、大変なことになっていたんだなと思っていたら、下り坂で自分の車のブレーキがきかないことに気がつきまして、大いに慌てました。何とかとまりましたけれども、こういう状況にいかになれていないかということを感じました。今日は、まだ議論は始まっていませんけれども、危機管理の問題とか、いろんなところでそういう自分たちがふだん考えていないことが起こると大変なことになるんだ、肝を冷やすんだということを実感しましたので、ずっと考え続

けていよう、この城原川についてはすべてのことを考え続けていようというふうに感じました。皆さん方のお知恵とご議論を期待しています。

それでは、議事に入りたいと思いますので、座って進行をさせていただきます。

事務局（竹下） それでは、この後の進行は荒牧委員長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

#### 4．議 事

（１）委員からの意見について

（２）今後の委員会の進め方について

荒牧委員長 それでは、議事次第に従いまして議事を進行させていただきます。

第２回の委員会のときに、まず各委員が城原川の現状というものの共通の認識を持つということが重要であるということの話になったと思います。そこで論点を整理して、順番を整理して、そして議論を深めていこうということだったと思います。

それで、この大体の予定としては、事務局の案では、今回、次回くらいで現状についての説明とディスカッションを行うということが提案されていたと思います。そのことについて、委員からの意見について、今後の委員会の進め方について、今、先ほどのようなことが提案されていましたが、もう一度確認のためにお話をいただいて、それから今後の進め方についても若干検討していきたいと思います。

まず、事務局からもう一度説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

事務局（竹下） それでは、事務局よりご説明させていただきたいと思います。

先ほど委員長からお話がありましたとおり、前回、第２回の委員会で各委員から、城原川の現状について共通認識を持った上で論点について議論しなければならないというご意見がありました。そこで、まず委員からの意見について、それから今後の委員会の進め方について、それをまずご説明させていただきたいと思っております。

お手元の議事次第の方の議事、（１）委員からの意見についてという項目があるかと思っております。こちらは、資料 - 2 の 1 から資料 - 3 にわたる資料をご準備させていただいております。それから、資料 - 4、こちらが今後の委員会の進め方についての資料でございます。資料が大変多うございますので、まず資料 - 2 の 1 から資料 - 4 までをご説明いたしまして、その後の現状認識の整理等につきましては、また後ほどご説明させていただきたいと考えております。

それでは、早速、資料 - 2 の 1 の方からご説明させていただきたいと思います。

議事次第の次にございます資料 - 2 の 1 をごらんください。この図は、第２回委員会に

において各委員の皆様よりいただきましたご意見につきまして、簡単なイメージ図として整理したものでございます。もう少し詳しくご説明いたしますと、第2回の委員会での皆様のご意見の要旨を、その次にございます資料-2の2の方に整理いたしました。こちらの方は各委員別に整理してございます。また、この各委員のご意見につきまして、資料-2の3、その次にあります横長のA3判の資料でございます。資料-2の3にありますとおり、ご意見を区分別に整理した上で、先ほどの資料-2の1の図を作成しております。

なお、資料-2の2、それから資料-2の3ともに事務局側であらかじめ整理したものを事前に各委員の方々に送付いたしまして、委員からのご意見等があった場合には、そのご意見を踏まえまして若干修正をさせていただいております。

さて、資料が前後して恐縮でございますが、資料-2の1の説明に戻ります。図には、まず(1)現状認識等と(2)これからのあり方の観点等とございます。第2回の委員会では、皆様より、(1)にありますいわゆる今までに関するご意見、それから(2)にありますこれからのに関するご意見、大きく2つのご意見があったのではないかと考えます。特に第2回では、今までに関するご意見、いわゆる現状認識にかかわるご意見を多数いただきました。大きく分けまして、資料-2の1で言いますところの一番上の四角に書いてあります、 にあります歴史、自然特性等を踏まえた河川利用及び流域の現状にかかわるご意見、それから、左下に とございますが、今までの洪水やその対策にかかわるご意見、いわゆる洪水対策の現状にかかわるご意見、それから、右下にございます、これまでの事業や城原川ダム等の水関係のプロジェクトにかかわるご意見、この3つのご意見がございました。これらについての現状認識を他の河川、ダムとの比較等も含めて行うことで、現状の城原川の治水、利水、環境面での機能認識へとつながるのではないかと考えます。そして、これらの認識をもとにこれからのあり方について議論していくことが必要とのご意見であったかと思えます。

次に、資料-2の2をごらんください。こちらは第2回での各委員のご意見の要旨でございます。各委員のお名前、それから 、 とございますが、これは意見項目ごとに便宜的に番号を付しているところでございます。

続きまして、資料-2の3をごらんください。こちらは、先ほどの資料-2の2の意見を内容ごとに区分して再整理したものでございます。なお、各意見の左にありますのは、資料-2の2との対応をわかりやすくするために、委員氏名の最初の1字と、あと資料-2の2で付した番号がここに書いてあるところでございます。

資料-2の3の1ページ目、左の方に河川利用及び流域の現状と書かれておりますが、それに関する事項についてでございます。まず、左側の方に「城原川はどんな川？」と書いておりますが、こちらの方は、天井川、ガタ土堆積の形成要因に関するご意見がありま

した。また、左下にありますように、川の環境に関するご意見もいただきました。そして、これらは歴史等のいわゆる流れの変遷も織りまぜたご意見であったかと思しますので、真ん中の方に流れの変遷という項目も追加させていただいております。

次に、右手をごらんください。城原川の歴史的治水・利水施設ということで、野越し、三千石堰、草堰、お茶屋堰の歴史的背景等に関するご意見をいただいたところでございます。

それから、右下から次のページに続きますが、水の流れという項目を付しております。上流から下流、それから川の中、流域における水の流れに関するご意見をいただいたところでございます。

それでは、次のページの方をごらんください。2ページと書かれておりますが、左側に洪水対策の現状と書いているかと思っております。これにつきましては、雨や洪水の状況、またそれに関連しての対策などのさまざまなご意見をいただいたところでございます。

そして、右にございます水関係プロジェクトの現状につきましては、河川改修や下流用水事業、土地改良事業、佐賀導水等のこれまでの事業に関するご意見。

そして、右下から次の3ページに続きますが、城原川ダムという項目を書いております。この城原川ダムについてのこれまでの取り組みや財政負担、それから環境への配慮についてのご意見をいただいたところでございます。

なお、これらは、第2回の委員会で皆様からご指摘をいただいたとおり、あくまで委員の共通認識がまだ図られていない中でのご意見ということでもありますので、まず現状認識を行った上で改めて論点整理が必要というところでございます。そして、その現状認識について必要となる情報の提供をお願いしたいというご意見も第2回の委員会でいただいたところでございます。そのため、現状認識に必要な資料のリストアップを事務局の方で行いました。それがお手元にあります資料 - 3でございます。ちょっと資料が多数にわたりますので申しわけございませんが、資料 - 3の方に資料リストと書かれているかと思っております。この資料リストについても、先ほどの大きくくくりました3つ、河川利用及び流域の現状、洪水対策の現状、水関係プロジェクトの現状という、先ほどまでに整理した3つの項目の現状認識について必要と思われる資料をリストアップいたしました。

なお、本日、第3回では、このリストのうち、左側の河川利用及び流域の現状について資料を用意させていただいております。それが、先ほどの資料確認のときにご説明いたしました青いドッジファイルにあります資料 - 5でございます。

なお、資料 - 3の右側にございます洪水対策の現状、水関係プロジェクトの現状については、第4回に準備できるよう努力したいと考えます。

続きまして、資料 - 4をごらんください。こちらは今後の進め方の案でございます。先

ほどご説明いたしましたとおり、まず本日の第3回と第4回で現状認識を行いまして、その上で改めて論点を整理し、論点について議論の上、城原川流域空間のあり方についての意見集約を第7回あたりまで行いたいと考えております。ただ、現状認識等の資料につきましては、第4回に用意できるよう努力はいたしますが、場合によっては第5回にずれ込む場合も想定されます。左の方にその流れとして書いております。現状認識、論点整理、その論点整理を踏まえての議論、そして意見集約というふうに書いております。その過程の中で住民意見聴取等も行いたいと考えておりますが、具体的には後ほど資料-6にてご説明させていただきたいと思っております。

資料-2から資料-4までの説明は以上でございます。

荒牧委員長 それでは、ここまでのところで議論をまず行いたいと思います。

今、事務局で用意された資料についてご説明がありましたけれども、このことについて何かご質問、ご意見をまず最初にお聞きしたいと思います。どうぞお願いいたします。

桑子委員 桑子でございます。

前回、委員の皆さんの大変熱のこもったお話に私は非常に感銘を受けましたけれども、さまざまな話がありました。これを一つ整理するというのは恐らく大変な作業だろうというふうに思います。これを拝見いたしまして、整理の仕方というものについて、どうお考えになって整理されたのかなという疑問を持ちました。先日のお話を伺いながら特に私の印象に残りましたのは、野越しについての議論がたくさんあったと思います。私自身は、野越しというのは一つの洪水対策の施設でもありますし、あるいはそれが非常に問題をはらんでいるというものでもある、歴史的な経緯もある、同時に佐賀の一つの水文化の象徴でもあるというふうに認識しておりました。

例えば、この整理の中で城原川の流域内文化等という項目がありますけれども、この整理はどうも、文化ということで、何か歴史的な文化財、しかもハードなもののことをお考えになって整理されているような気がしてならないんです。私も文化ということ強調しましたけれども、特に佐賀平野の場合には、水に関する文化ですね、それはさまざまな堰や堤防のハードな構造のことを言っているのではなくて、むしろそういうものをつくり上げてきた歴史、あるいはそれを管理している人々の川とのかかわり、そういうものを文化というふうに思って申し上げたわけです。

それで、全体を拝見して、佐賀の水文化という点からの整理が非常に弱いんじゃないかなと。もちろん、その文化的な側面というのは治水や利水という項目と深くかかわっているわけですが、その文化という点で、発電所とか、そういう施設、それから資料の方でもいろいろな神社とか、そういう文化財がありますが、その水文化という意味での文化という整理がちょっと欠けているのではないかなと。全体をどういう方針で整理されて

いるのか、その辺をちょっとお伺いしたいなと思いました。

荒牧委員長 今、先生がおっしゃったのは、この区分別というところで、2ページのところにわざわざ流域内の文化等とあって、しかし野越しとか、いろんな堰とかというようなものは、その全体としての文化として位置づけて議論したつもりだがということでもよろしいですね。それで、そこに書いてあるのは、あくまで、例えば広滝発電所の問題とかというようなところでしか議論がないけれどもという、ちょっと視点ということについて聞かれていますけれども、事務局として何かありますか。

事務局（竹下） まず、資料の整理の仕方の考え方でございますが、あくまでもまずは共通認識を深めるためにどういう資料が必要かということで、項目で整理をいたしました。各項目はそれぞれ複数の分野にまたがるものでございます。確かに、歴史的治水・利水施設については文化的な背景もあったり、またそれぞれのほかの項目はいろんな面で関連がございます。そういったことで重複が随分あるかと考えますが、重複の項目をたくさん並べますとかえってわかりにくいのではないかとということで、今後、できるだけその現状認識に必要な資料に抜けがないこと、また皆さんにわかりやすく、どういうご意見があり、どういう項目の現状認識が必要かというのを抽出する観点で整理したものでございます。これは、第2回でもご意見がありましたとおり、あくまでも現状認識のために必要な項目のリストアップのための整理でございまして、論点の整理ではないというふうに事務局では理解しているところでございます。

ただ、水文化についてももう少し掘り下げるべきとのご意見については、当方でまたご検討させていただきたいと思います。もし具体的な資料の提示が必要であればご指摘いただきまして、当方でご検討させていただきたいと思います。

荒牧委員長 後の方の、先ほど大きな絵がありましたけれども、その中で少し整理をして、今言われたみたいなこと、文化とか、例えば川とのかかわり、教育とかということをおっしゃっているんだろうと思うし、歴史とかというようなことであれば、この中の位置づけの中で、この大きな絵の中で、今、桑子先生がおっしゃったようなことを整理していただけないか。どの部分にどういう形で入れていくかということは、ご検討いただいて提案いただければありがたいですけれども、よろしいですか。

ほかにどうぞ。

宮地委員 私、この前の皆さんのご議論をお聞きしてまして、皆さんが城原川について一番先に本当にお知りになりたいのは、野越し、草堰、三千石堰、この3点ではなかったかというふうに理解しております。

ところで、野越しという言葉は佐賀特有の言葉でして、全国的には野越しという言葉はなくて、城原川みたいな形でありますと、霞堰とか、それから佐賀の塩田川の方は トリ川

がサという言い方をしていますけれども、佐賀で野越しといいますが、少くぼんだところで水を越流させる仕掛けをみんな野越しといいますが、ですから、取水堰の場所にも野越しがあります。

例えば、石井樋の大井手堰の西側の方には大きな野越しがありますし、それから道路にも野越しがあります。特に佐賀の川は一般的には北から南に流れておりますから、南北を横断する道路などは道路自体がほとんど野越しになっております。

例えば、長崎街道は城原川沿いにずっと境原まで下って、それから原の町から東西の下り方をいたしますけれども、この長崎街道の千代田町付近はみんな道路が野越しになって、水田のあぜの方が、昔の264が今のように改装される前は、そこは全部野越しになっておりました。

それから、この主要幹線クリークがサを横断いたしますところはどうもみんな野越しになっております。

だんだん交通事情がこういうように、交通の方の要件が高くなってまいりますと、上の方は橋にして、その下の方が野越しになっているというような形になっている。ちなみに、寒水川の野越しの場合は、堤防の上に橋をかけて、その下が野越しになっております。

それから、そういう野越しの場合に、さっき言いましたように、霞堤になっているところもあれば、そうでなくて、ただ越流させて、あとは隣の川に責任を持たせて、自分の川に落とさない、戻さないというような形の川もありました。

ですから、この前の桑子さんのご意見を見てまいりますと、これは野越しでなくて、霞の場所が2カ所ほどあったというようなご意見が書かれていたと思いますけれども、それは佐賀ではみんな、野越しというのは非常に、もっと極端に言いますと、佐賀の堤防全体を野越しと言っていいわけです。

例えば、今でも寒水川とか巨勢川を歩いていただきますと、このごろ人出がないものですから、水防の緊急のときだけ土のうを築くというようなこと、一たん築いた土のうを3段ぐらいそのまま、川の端っこに積んだままで残されております。それでも、それをあふれた場合にどうするかというと、水防をやっている連中は、これ以上するとかえって堤防が壊れてひどいことになるからこのまま越流させておこうと、こういうような形で、たしか47年、巨勢川のところを私が洪水のときに見に行ったときもそういう水防活動をやっておったようなことですが、野越しはこの城原川だけでなく、嘉瀬川にも石井樋を中心にした場所に9カ所あります。

それから、当然これは一つの水防の手段ですから、野越しを置くという考え方では、堤外遊水地、堤内遊水地をたくさん用意するというようなことで、堤外遊水地として非常に大きいのは成富兵庫がやりました千栗土居。これは、堤外遊水地というのを広くとって、

極端な場合は、この集落全体が全部堤外遊水地であると、こういったようなやり方をしております。それから、場合によっては、川の堤防を、片方だけ堤防をつくって、片方には堤防をつくらないと。私のところの佐賀江なんかは、川副の方には堤防がありますけれども、そこにはありません。そういったようなことは私のところの佐賀江だけでなく、開平江の場合も、佐賀県側は堤防がなくて、対岸の福岡県側の方、これは城島町になりますけれども、そこは堤防がつくられているというような形で、大体それは、水文化というようなお言葉がありましたけれども、そういうこと言うと、平野全体で洪水を受けとめて、洪水に逆らわない。極端に言いますと、佐賀の水の思想として大水の「ハツジツナガセアガソ」というような考え方があると、そういうことをちょっと申し上げておきます。

荒牧委員長 ありがとうございます。この野越しのことについては、主要なテーマの一つになりそうなことですので、議論させていただくときにまた皆さんにお話をお聞きしたいと思いますが、皆さん、ほかにどうぞお願いいたします。

藤永委員 藤永と申します。

桑子先生の文化に関連するんですけども、川と人間のつき合い方がどうなっているのか、そういうことが実はその地域の文化ではなかろうかと思っております。

というのは、昔から直接的に、直接的と言ったら語弊があるかもしれませんが、川と向かい合ってきた時代は川とのつき合いが非常に濃かったんですが、だんだん時代が変わって文明が変わってきたし、逆に言えば、利水とか、そういう面で非常に利用されやすくなったということになると、そこに管理者というのが出てきまして、その管理者を通して水が得られるとか、水に近づけるとか、そういう形になってくるので、城原川と住民との境というのがどこかにできてきて近づきがたい状態になってくる。要するに、むしろその川が住民の川じゃないような、管理者の川になってしまったんじゃないかという思いがどうもあるものですから、その辺も、どういう施策、どういう流れでそういうふうに、まあ、当然人間の気持ちも変わるし、流域が変わってくるとそれに合った生活をしていかないといけないですので、そういう形の文化という方面をちょっと考えていくのも、今後の川とのつき合いをどうしていくかという形の中では非常に大切なことではないかと思っております。

荒牧委員長 どうもありがとうございました。

ほかに、第2回で行いました、皆さん、委員の方々からの提案とその説明、あの提案の書類だけでは言い伝わらなかったことを述べられたこともあるかと思えます。こういう形にまとめられていますけれども、これはこれとして記録していくことでよろしいでしょうか。それで、これをまた、一番最初の原点はこういうことだったと。先ほどおっしゃったように、まだ全体としての共通討論を行っていない段階での意見としてはこうであったと。

これを、それぞれがまた共通の現状認識を踏まえた上でどういう意見になっていくかということ、ここをスタートにして、そして議論を始めていくということによろしいですか。

桑子委員 もう一言言わせていただきますと、今お二方がお話しになりましたけれども、川とのつき合いで言うと、水防というお話もありました。治水というところで言うと、つまり住民が川とどういうふうに通水という点でつき合ってきたのか。例えば、水防団という組織もあると思うのですけれども、それも治水の一環ですよね、ハードの野越しがあるだけではなくて。それから、そのほか堰に関しては、水の配分ということで、要するに、何と申しますかね、渇水時のリスクマネジメントと申しますか、そういうことも含めていると思うんです。だから、洪水時、渇水時、両方のリスクマネジメントという意味での文化という視点も皆さんは恐らく語られていたんじゃないかと思うんです。ですから、我々の共通認識として、どういうふうに通水の全体を大枠でまとめていったらいいかということ、を少し議論していただけるといいんじゃないかなというふうに思います。

それからもう一つ、やはり生活という、今つき合い方というお話がありましたけれども、前回のお話で、荒牧さんのご提案で、つまりその思いを語っていただくというお話がありました。問題点、現状の認識という点ではこれでもいいかもしれませんけれども、せっかく城原川に対する熱い思いを皆さん語ってくださったわけですから、それも何かの形で整理ですね、その思いがあふれているような言葉をまとめていただけるとよろしいんじゃないかと、こんなふうに思います。

荒牧委員長 なかなか難しいご提案だと思うのですけれども、議事録を全部公開することの意味というのが一つこの委員会の特徴をあらわしていると思うんです。それは、桑子先生がおっしゃった、まとめるということの作業の中に例えば管理者側の恣意的なものが入らないようにしたいということが、この委員会の初回からの話であったと思うんです。だから、今、先生がおっしゃったことは、いわばその議事録の中に記録されているそれぞれの方の熱い思いというか、口調までそのまま記録していくということが一つの表現なんですけれども、それではまだちょっと違うよと、これをどうにかしてある形にまとめていくというご提案だと思っていいですか。

桑子委員 議事録は非常に長いですから、その中で全部読んでくださる方がいればそれなりに伝わると思います。ただ、この委員会で皆さんのどういう気持ちをどういうふうに通水しているのかということも非常に大事なことはないかなというふうに思いますので、その辺はどういうふうにしたらよろしいでしょうね。まとめ方の、恣意的とは思いませんけれども、どうしても立場上の観点でまとめていくという傾向は、だれがやってもそういうことになると思うのですけれども、ですから、委員会全体としてどういうまとめ方がいいのかなということを考えていく必要があるんじゃないか、まとめ方で議論の方向という

のはある程度方向性が見えてくると思いますので。

荒牧委員長 先生が一番最初に提案された事柄で言うと、この委員会の終了時までにはできるだけまとまる場所はまとめていこうとご提案なさったと思うんです。それは、その作業がその場ですぐできるか、いわゆる委員長の仕事として、まとまった部分については語ることはできますね、求めることはできます。しかし、今、先生がおっしゃった、委員個人が持つておられる川に対する個人的な熱い表現とかまでを委員長がまとめることは、多分その場では難しいと思うんです。それを多分、今の議事録全文公開という形でやっているんだと思うんです。

例えば、農水省なんかが行っている有明海の第三者委員会と呼ばれているものも、我々は全文を読むことができます。そこでどう対立するかということ、どう表現されたかということまで読むことができます。そのことが多分この委員会のスタートした時点で全文公開を最初にやった趣旨だと私は理解しているわけです。それを委員長がまとめられる範囲でまとめることはいたしますけれども、今、先生がおっしゃった個人の川に対する愛情とか、それから治水の場合で言うと逆に今度は憎しみとか、そういうふうなものまで何かで表現する、まとめるということはちょっと難しいような気がするんです。ですから、その共通認識になったものを集めていこうということについては賛成します。例えば、野越しというものについての認識はこうこうこうであるとかということ、今、先生が最後におっしゃった、結局、遊水とか、その引き受ける住民が佐賀平野で暮らすということは、その越流した部分については引き受けるという現状なんだよということが、本当に皆さんとして共通の認識であるのかどうかということは問いかけたいと思います。委員の人の個人的な情というところまではおっしゃっているわけですが、それはこの全文を公開することによって果たしているというふうには認識できないでしょうか。

桑子委員 個々の方の考えをここでまとめるということではなくて、つまりそういう思いが語られたというようなことですね。

荒牧委員長 多分、今皆さんから言われたことは、野越しがこれだけ議論になるということは、佐賀低平地における水文化は引き受けるということだよということをおっしゃった。そのことは共通認識なのかどうかということはまとめていきたいと思いますが、野越しに皆さんはなぜ関心があって、これを先生は文化という言葉で表現されているわけですが、そのことが今度は、現状はそうだろうと、しかしこれからもそうなのかということとをここで議論していきたい。そういう認識の上に立って、野越しというのはもともとそんなものだよ、それにまだ先ほどおっしゃった三千石堰もあるだろうし、草堰もあるでしょう。それは、現状はこう認識しましょう。しかし、これからもそうなんだろうかと。この前、法律的な立場からこうだよ、遊水機能と契約関係を結ばなければいけない場合も

あるとおっしゃったわけです。今日は先生も来られていますけれども、そういうことも議論した上で、これからもそうでしょうかということとはまとめていきたいと思いますが、どうぞご意見を。

桑子委員 それでよろしいかと思えます。野越しについても、それぞれ意見が出る中で、どうしてそういう意見を持つのかというその理由の部分ですね、それをきちんと議論すれば、おのずからそういう思いも語られてくるんじゃないかと、こういうふうに思います。

荒牧委員長 ほかにどうぞ。

古賀委員 現状認識のところでは各委員の思いのところは理解できます。その前に、現状認識で一番大事なこと、共通認識で一番大事なことは、いわゆるだれがどう分析しても事実は事実なんです。要は、その客観的なデータとか事実の積み重ねによって、私は常日ごろ問題分析と言っておりますが、その問題分析のところをきちんとしないと、我々一人一人が持っている思いが下手をすると少し一部の情報でねじ曲がっているかもしれない、あるいは全く誤解しているかもしれない、そこをきちんと正さないと議論が健全化されないと思うんです。そういう意味で、今現存するデータで言えるところをだれかがきちんと説明しないといけないと思います。

あわせて、今日はまだ委員会も日が浅いですから申し上げませんが、データがあるけれども、オープンになっていないのもあるわけです。そういうところはややもすると利害関係が絡むというのがボトルネックになっている場合もあると思うんです。そういうところもきちんとテーブルに載せて議論を継続していかないと、その思いというのが全くその一人の思いになってしまって、共有化するところまでいろんなものが昇華できないというんでしょうか、そういうところがちょっと気になります。

そういう意味で、委員からの思いを書けというのが1回目か2回目に出てきましたが、私自身はあれがちょっと時期が早かったのかなという気はしております。ただ、もう一応出ておりますので、そういうところを少し軌道修正しながら議論を詰めていけばよろしいんじゃないかなという気がしております。

荒牧委員長 今データに基づいてということで、進め方について議論がありました。

ほかにご意見があればお聞きしたいと思います。

一番最初にやった作業は、いわゆる事務局側から提案されたのは、今後の議論の進め方それ自体が、お仕着せではなくて、委員の方々の発意の中から出していきたいという考え方だったと思います。そして、それは文章だけではなかなか伝わらないものを直接お聞きしようというふうに作業を進めてきました。そして、その文章がこういうまとまりと、それから議事録という形で残っています。今、古賀さんから話がありましたように、基本となるのは、現状認識における基本的なデータとありますが、データに基づいて共通の認識

をつくっていくことであるという指摘です。

それで、資料 - 3 というところには、先ほど言った委員の意見要旨と、これから議論していくために必要ではないかということで事務局が用意されたものがあります。方法は2つあって、1つはこれ自体を議論すること、すなわちこれが是か非かということを経験した上でディスカッションに入るとのことと、一度用意されたものを聞いた上で不足するもの、それから自分たちの議論には、自分が言おうとしていることには必ずしも、これだけでは不十分であることがあり得ると思いますが、後でそれをご指摘いただくという両方の方法があると思いますが、いかがでしょうか。まず、私としては、この資料に基づいて説明を受けた後で議論を深めていきたいと思いますが、それでよろしいですか。それで、不足しているもの、あるいは、先ほど古賀さんは、あるはずなのにまだ出てこないもの、隠されているのではないかと思うものも具体的にあればご指摘いただくことにして、まずその説明をお聞きするということがよろしいでしょうか。

それでは、このリストがまだちょっと、右側は今日は話がありません。ですから、ちょっとそちらの方も見ないと議論にならないのではないかとされるかもしれませんが、まず最初に左側のところのリスト、現状というものと、それから歴史的治水・利水施設のところまでについて事務局のご説明を聞いた後でディスカッションをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

七戸委員 全く異論はないんですけども、1つだけ大前提の確認、何の資料が足りないか、何を議論すべきかについての確認だけをいたしたいと思います。意見等ではございません。

この委員会は、前日も申し上げましたように、河川法16条の2が定める法定委員会です。国レベルで言うと審議会です。これは答申を出さなければならない。それで、何をしなければならないかということ、河川整備計画の案をつくることです。河川整備計画というのは何を定めているかということで、我々のやるべきもの、そのために集めるべきものがおのずと決まってくる。河川整備計画に定める事項というのが河川法の10条の3で決まっております、読み上げます。河川整備計画の目標に関する事項、これが10条の3の1号です。それで、2号、河川の整備の実施に関する事項、これが2つに分かれておいて、イ、河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要、この案を我々はつくらなければならないわけです。これが我々の委員会の目的です。もう一つあります。ロ、河川の維持の目的、種類及び施行の場所、これも案をつくる我々の責務であります。このための資料を整え、この案をつくらなければならないのがこの委員会の目的であります。この点との関係で必要な資料、そして取りまとめるべき案の内容は定まってくるということを確認だけいたしたい。

荒牧委員長 ほかに。

事務局は今のお話でよろしいですか。

事務局（竹下） 法律のとおりでございます。

荒牧委員長 どうぞ。

古賀委員 今、法律のとおりであるという回答が出ましたので、それでももう少し突っ込んでおきたいと思いますが、そうなってきますと、いわゆるこの委員会の場で議論できるところの境界ですよ、当然、河川管理者としての責務もあるわけですから、そういうところをやはり、この委員の中にはその代表者がいないんですよ。だから、さっき委員長からフリーにトーキングする、フリートーキングであるというご説明がありましたけれども、そういうところが少し縛りとしてかかってくるということを我々自身がとりあえず自覚しておかないといけないし、それなりのものを提示する責任は当然こちらの方にありますので、そこをよく理解しておいていただきたいと思います。確認です。

荒牧委員長 それでは、今2つのご意見がありましたので、そのことについては、時間が必要であれば、後でまたご意見をお聞きしますが、今回はこの用意されたものについて、左側の河川利用及び流域の現状というところについてご説明をお聞きしたいと思います。

それでは、事務局、よろしく申し上げます。

### （3）城原川現状認識の整理

事務局（竹下） それでは、お手元の青いドッジファイルにつづっております資料 - 5の方でご説明したいと思います。

本会場の入り口から入って正面、今映写しておりますが、こちらの方のパワーポイントでも同じ内容を表示しております。皆様方は、こちらを見ていただくか、またはお手元のパワーポイントの印刷物ですね、そちらの方をごらんいただければと思います。

（プロジェクター）

まず、城原川の背景としまして佐賀平野の特色とございます。こちらが皆様ご存じのとおり佐賀平野でございます。まず、全国とありますけれども、これは全国の土地の中での山地、平地の割合でございます。山地が76%、平地が24%、あくまでも全国の平均でございます。一方、佐賀地域。佐賀地域というのが、この囲んでいる部分を佐賀地域とした場合の山地と平地の割合でございます。山地が42%、平地が58%ということで、全国平均と比較しまして山地より平地が多い。皆様、佐賀にお住まいの方は、平地が多いということは実感としてあるかと思いますが、平地が多いということで、平地に対する水源、山から来る水を水源と例えますと、水源が乏しい状況になっているというところでございます。

もう一つが城原川の下流域でございます。こちらの方が昔からの海岸線の変遷を示しているところでございます。こちらは、かなり昔の海岸線、それから2000年前、平安初期、戦国時代、明治時代の海岸線がどんどん、海の方が出てきた。逆に言うと、海岸線がどんどん南下していったというところでございます。それで、城原川の下流部がかつて江湖でありながらという言葉があります。この江湖というのは、ちょっとこちらの方は文字が見にくいかもしれませんが、こちらの茶色が干潟でございます。干潟の方が干満の差の中でこういうふうに、干満の中で水の出入りによって溝みたいなものできているところがあるかと思えます。これが澁筋と呼ばれているものでございます。これが次第に、これは干潟ですので、海の方が干満によってつかったりつかなくなったりするところの干潟のところでございますが、だんだんそちらの方が陸地化していきますと、こちらの澁筋だったものがこの江湖という水路のようなもの変わっていきます。また、平野の中では、水が少ないという地域的な事情から、こういうクリークというものがございまして、クリークとクリークとの間を樋管などでつなぐことで水が流れているところもあつたりします。

このような形態の中で、城原川につきましても、昔は干潟でありましたので、そこがかつては澁筋、江湖であったものが、次第に海岸線の南下によりまして筑後川の支川となったというふうに、調査したところそういう経緯だということでございます。江湖から支川に変わったというところでございます。

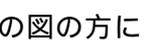
次、利水の背景でございます。山が浅く、平野が広いということから、水源に乏しい城原川では流水を繰り返し利用しているということで、この後、城原川の堰とか水路とかのお話もいたしますが、堰とか水路によりまして水を広域的に利用しているという点。それから、クリークや樋門等を設けて水を反復利用していた。水をクリークにためて、またそれを樋門等を設けて反復利用していた。それから、下流の方で、こちら、「淡水」と書いて「アオ」と読みますが、淡水取水がかつて行われておりました。淡水といたしますが、干満の影響で、海水が真水よりも重いという特性から、海水が川をさかのぼるときに、川の水の表面に淡水、真水の方が押し上げられるという現象がございまして。その押し上げられるという自然現象を利用してこの真水を取水するという形態、こちらの方が筑後川沿いの方ですね、こういったところで淡水取水というのが行われました。なお、現在では用水整備等が進みまして、淡水取水は事実上ないという状況でございます。

次、治水の背景ということで、先ほども宮地さんからお話がありましており、複雑な川の形態を城原川またはその周辺はなしております。こちらは、昭和初期のころの城原川及び周辺の川及び水路等の状況の図でございます。こちら、右手の方は、低平地と書いてありますが、有明海の干満の差があること、また平野が広がっているということもあつまして、満潮のときには雨が降ってもなかなか海の方に水はけがないということで、自然排

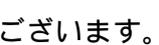
水が難しいという状況でございます。そのため、城原川並びにその周辺につきましては、クリークとか低湿地。また、ところによりましては、これはあくまでも昭和初期の図でございますが、こういう平野のところのクリークとかで、遊水地または低湿地のところの水をためたり、または、この後説明いたします、川の水を野越しを設けて、洪水でたくさん水が来たときにはこの野越しからあふれさせると、こういった対応をしてきているという状況でございます。

続きまして、城原川の概要の方に移ります。こちらの方が筑後川でございます。九州一の長さ流域面積を誇る筑後川流域の中で、城原川的位置は有明海に近いこちらでございます。流域面積は64.4km<sup>2</sup>ということでございます。こちらの右手の図は縦断図でございます。こちらは川を縦に切った場合の図でございます。こちらが河口でございますが、横軸が下流から上流とさせていただければ結構でございます。それで、上の縦軸が標高でございます。筑後川を縦に輪切りしますと、こういうふうな形で、山の方に行くとき高く、海に行くとき低いというところでございます。これは縦に縦断で切った場合です。

それで、城原川の方をごらんいただければと思いますが、このように折れ線になっているかと思えます。皆様のお席の前にございます模型図の方がわかりやすいかもしれませんが、このように城原川の方は山からいきなり平野の方に流れているという形態がこの図からもわかるかと思えます。ほかの川と比較していただきますと、その特徴がわかるかと思えます。

流路延長につきましては31.9km、流域内の市町村は1市3町1村で、流域内人口は約1万人というふうに書いております。左の図の方に、とございます。上流から便宜的に番号を付しておりますが、この次のページの写真の位置図をこちらの方で示しているところでございます。

これは、上流から脊振村、次が神埼町、次が千代田町、こちらが諸富川、これは筑後川ですね、筑後川の方の諸富川に合流しているところ。ちなみに、城原川はここまででして、ここは皆様ご承知のとおり佐賀江川でございます。佐賀江川がこちらの方で、こちらからこう入りまして、佐賀江川がこういうふうに行っていますから、城原川が佐賀江川に合流しているところでございます。

続きまして、お手元の資料に とございます。こちらの方も、上の左からこのような形で絵を、上流から下流の風景の写真でございます。こちらにつきましては、皆様、第1回の委員会で現地視察の方を、バスでござんいただいたかと思えます。上流の方、それからちょうど山をおりたところの川の風景、それから草堰等があるところの風景、あとはお茶屋堰より下流のガタの堆積しているところ、城原川は、上流から下流、このような風景をなしている川でございます。

それでは、先ほどのリストの方に天井河川等の項目があったかと思いますが、天井河川の方の説明に移りたいと思います。

まず、こちらの方は、左手が下流、右手が上流でございます。こちらの方も川を縦に切った図でございます。まず、天井河川というのを、『土木用語大辞典』というのがありますが、こちらの方で引きますと、土砂生産の多い川において、山から水に乗っておりてくる土砂が川底に徐々に堆積する一方で、洪水氾濫等を防止するために、堤防を高めること等の競合によりまして川底が堤内の地盤よりも高い状態になった川というのが、一般的に言われている天井河川の特性でございます。

それで、城原川の方を見ますと、こちら、オレンジ色の線がいわゆる城原川の川底の高さというふうにお考えいただければと思います。ちなみに、縦軸の方は標高でございます。ちょっと見にくいんですが、茶色、黒ですかね、黒茶の線でございますが、こちらは川の周りの土地の高さというふうにお考えいただければと思います。これを見ますと、こちらの方は川底が土地よりも低い。こちらの方もそうですね、周りの土地に比べて川底の方が低い。ただ、こちらのちょうど中流のところで川底の方が周りの土地の高さよりも高い、こういったところを天井河川と呼んでおります。

なお、この天井河川の区間は、こちらに書いておりますが、草堰によって取水されている区間と重なります。天井河川、いわゆる川底が高いということがありまして、容易に取水ができるという形態があります。

ちなみに、天井河川とお茶屋堰との関係についてのご意見がございましたが、調べたところ、お茶屋堰の高さがこちら、それからお茶屋堰の影響で水がたまっている区間がこちらでございます。このように天井河川の区間とは別の区間でございますし、またお茶屋堰の高さと天井河川の川底の高さを比較していただければわかりますように、こちらの天井河川の高さの方が高いということで、天井河川とお茶屋堰の関係で言えば、お茶屋堰の設置がその天井河川の原因とはちょっと考えにくいという状況でございます。

先ほどご説明いたしましたとおり、天井河川の区間がありますが、こちらの方は、この赤の点線でありますところ、これは草堰の位置を示しているところでございます。ちなみに、この天井河川区間のところに、このように点々とありますが、草堰が点在しております。それより上にも堰はございますが、どちらかという石などでつくられた固定堰が上の方の堰でございまして、天井河川区間はこのように草堰がでございます。

続きまして、天井河川の問題点ということで、こちらの方はいわゆる川底、こちらは水位の方で、ちょっと写真上、水の高さしか見えませんので、水位というふうに書いておりますが、これは、宅地の土地の高さと比較しましたところ、このように土地の方が低いという状況がわかるかと思いますが、そのため、一たび氾濫した場合に大きな氾濫が発生する

可能性があるというところでございます。

また、川は現状においてバランスがとれている川、いわゆるずっと自然の状態の川の場合は、河川工学的に、天井河川となっている区間の川底を局所的に掘削したとしても、またもとのバランスに戻ろうという力が働きまして、また堆積をするということがあります。そのため、一度局所的に掘削しても埋め戻されやすいという特徴がありまして、維持が難しいところでございます。

続きまして、ガタ土堆積についてのご意見もありましたので、ガタ土堆積についてもご説明させていただきます。

まず、ガタ土堆積実態と書いておりますけれども、ちょうどこれは城原川の河口、いわゆる佐賀江川との合流点近くの写真でございます。これは、昭和63年12月にこの川の中にあるガタを掘削したときの写真でございます。その後、約3年3カ月たった後の写真を見ますと、掘削したところがこのようにガタがまた堆積して戻っているという状況がわかるかと思えます。

川を横に輪切りにした図がこちらでございます。これが堤防です。これが河川敷で、川の中の、いわゆる河の道ですね、河道です。こちらも河川敷で、堤防ということで、川を輪切りした図でございます。こちらの方が、掘削をする前がこの茶色の絵でございましたが、このオレンジ色、掘削直後の断面がこれでございます。一度掘りましたが、その後わずか3カ月でこのように、ピンク色をごらんいただければと思えます。既に3カ月たってこれだけ堆積しております。その後、順次、年が経過するごとにこのように戻っております。このように最初は断面を深くしたんですけれども、このようにまた戻ってしまったという状況がわかるかと思えます。

他河川での事例もというご意見がありましたので、他河川の事例も調べてみました。こちらの方も、筑後川に合流します花宗川の合流点に花宗水門という水門がございます。こちらの方でも掘削をやった事例がありまして、この掘削直後の写真、それから1年経過したときの写真でございます。こちらは、一度このあたりを全部掘削したのですが、1年経過しますとこのようにまたたまってしまっている、堆積しているという状況がわかるかと思えます。

続きまして、流れの変遷につきまして、城原川と周辺小河川との関係についての図でございます。こちら先ほどお示した図と同じものでございますが、先ほど説明いたしました干潟の方で形成されている澁筋から発達した江湖、江湖の「江」がこういう中地江とかの「江」の由来だと聞いておりますが、こういった江湖が発達して、また洪積台地を水源とする河川ということで、台地からの水を水源とする河川がこちらの方、馬場川とかがございますが、こういった川がある。それから、脊振山地からの水が流出する川、城原川

などがそうですが、こういった複数のいろいろな川とか江湖とかが入り組んでおりまして、複雑な用排水路を形成しているというところがわかるかと思います。

続きまして、城原川の風景、状況についてまとめたものとしまして、城原川の八景ということで簡単にまとめております。こちらにつきましては、第1回の城原川の委員会での現地視察でもごらんいただきましたものがあるかと思いますが、まず、写真の左にあります位置図はそれぞれの写真の位置を示しております。いろいろご議論する際に、確認にご利用いただければと思っております。これは、まず上流から下流に従って写真の方を並べております。脊振溪谷、仁比山公園、こちらの方はごらんいただいたところでございます。

それから、下流、こちらの方も車内からごらんいただいたかと思いますが、水車の里、野越し、三千石堰等があるかと思いますが、こちらについてはまた後ほどご説明いたしますが、春になりますと、城原川の方ではこのように菜の花が咲いて非常にいい景観を呈しているところでございます。あと、下流に行きますと、先ほどご説明いたしました草堰がありまして、それより下流はガタの風景があるというところでございます。

続きまして、城原川の水質現況でございます。まず、城原川につきましては、こちら、右、ちょっと見にくいんですけども、お手元の資料ではごらんいただけるかと思いますが、生活環境の保全に関する環境基準ということで、川の状況を踏まえまして、それぞれA類型、B類型というふうに類型を指定して環境基準を設けております。この水質観測箇所としまして、仁比山地点、協和橋地点、堂地橋地点のこの3カ所で観測をしているところでございます。

先ほどご説明いたしました3カ所の地点の水質の状況をあらわしているのがこのグラフでございます。まず、横軸、こちらの方は昭和63年から平成12年にかけての年をあらわしております。縦軸ですが、水質の基準にBODという基準がございます。これは、詳しくはこちらの方に書いてありますが、簡単に言いますと、この数値が高くなればなるほど汚濁しているというふうにご理解いただければと思います。そして、先ほどの基準値が赤線でございます。要は、高くなればなるほど汚濁が進んでいるというふうな指標でございますので、この赤線より低ければ環境基準を満足しているというふうに言えるかと思いますが、このように、こちらは上流、上流から仁比山地点では、先ほど写真等があったかと思いますが、写真と対応しているところでございます。仁比山、協和橋、堂地橋で、図で言いますと、上流、中流、下流というふうになっております。このように、年によって若干変動がございますけれども、ほぼ環境基準値を満足しておりまして、良好な状態と言えます。

あともう一つ、川の環境に関しまして、かつて城原川が「川の日」ワークショップでグ

ランプリをとったというふうな事例があったのではないかというご指摘がございましたので、こちらについてもご紹介させていただきます。

この「川の日」ワークショップというのは、下の方に書いておりますけれども、全国規模のワークショップでございまして、いわゆるいい川を公募しまして、市民と行政が一緒になって公開審査を行って議論をして交流を深めるものということでございます。全国各地から、いい川またはいい川づくりという項目で、いろんな団体、市民団体から発表がございまして、その中で部門ごとに一番いいものに賞を与えるという場でございます。この第2回の「川の日」ワークショップで、いい川づくり部門でこの城原川がグランプリを受賞したということでございます。なぜかといいますと、これは城原川で行いました多自然型の川づくりの事業でございまして、これについて、ちょうど城原川の草堰等がある区間でございまして、こちらにありますとおり、草堰等の原風景を生かした川づくりを行うことで評価されたというふうな内容でございます。

なお、環境の方は、環境情報図等がございしますが、内容が多うございしますので、後ほどご説明させていただきます。

続きまして、城原川の歴史的治水・利水施設ということで城原川の歴史とございまして、いいいまして、上の方は日本史でございまして、下の方が郷土史で調べることができたものでございまして、こちらにありますとおり、三千石堰、それからお茶屋堰の築造の年につきましては、このように江戸時代のこの年ごろということは把握できましたが、野越し、それから草堰がいつごろから城原川にあったのかということについては、資料からはちょっと把握することができませんでした。ただ、野越しにつきましては、恐らく成富兵庫茂安が生きた時代がこちらに書かれているこの範囲でございましたので、このころ野越し等が少なくともあったのではないかというふうに考えております。ただ、草堰については、いつごろから出現したかはわかりません。

あと、関連しまして、こちらの方にちょうど大化改新とか書いてありますが、条里制が始まると書いております。以前、第2回の城原川の委員会の際に伝統技術大百科をお配りしましたが、その中に条里制についての記述がございまして、また、クリークについての記述にも触れられておりますが、古い形のクリークにつきましては、この条里制が始まるころに形成されていたというふうな記述がございまして、現在、佐賀にあります 一条町というこの「条」とつく地名、それから「里」がつく地名というのは、この条里制の名残だというふうな記述もいろんな文献から見られるところでございまして、そのほか近代におきましては、このように、ちょうど昭和、平成でございまして、近年でありますと、こちらにありますように、近年ではさまざまな事業が行われているというところがあるかと思っております。

先ほど議論等に出てきました野越しでございます。お手元にも資料があるかと思いますが、野越し箇所は全部で、こちら、、と番号を付しておりますが、9カ所でございます。この野越しにつきましては、下流の佐賀城下や穀倉地帯を洪水から守るため、また堰にかかる水勢を軽減する仕掛けとして設けられた施設でございます。特に、こちらの図にありますように、三千石堰などの堰の近くにこのように野越しがあるということは、洪水のときに勢いよく流れ出る水の力を少しでも弱めることでこの堰を守るという意味合いもあったということでございます。こちらの方が堰の位置の写真でございます。この後の議論のときにご参考にごらんいただければと思います。なお、主要な堰の位置もあわせて表示しております。このように堰の近くに野越しがあります。

続きまして、背後地の状況についてのご意見等もございました。こちらにつきましては、昭和31年代の航空写真がありまして、こちらでございます。こちらが平成11年1月に撮影しているところでございます。この赤の点が野越しでございます。ちょっと昔と近年の写真でございますので、多少見にくいところもありますが、こちらをごらんいただきますとおり、背後地を見ますと、若干このように宅地が建っているという状況がごらんいただけるかと思いますが、また、現場をごらんいただいたときも、野越しの方の背後のところをごらんいただきますと、宅地の方が建っているというふうなところがごらんいただけたかと思えます。

こちらが三千石堰についての説明の資料でございます。こちらは、藩政時代に城原川より西の地域の水量不足（主にかんがい用水）を補うために築造された石堰でございます。このように堰を設けまして、城原川は右から左に流れておりますが、せきとめて、この横落水路から水を引いているというところでございます。

この横落水路でございますが、この三千石堰でせき上げた水を西へ運ぶ延長約6kmの水路でございます。こちらにつきましては、現在も井手揚げということで地域の方の管理がなされているところでございます。こちらが水路の写真でございます。こちらは昔の絵図です。

続きまして、草堰でございます。用水不足を補うため、取水を制限と書いておりますが、このように木や草で形成されている簡易な堰でございます。このような堰でございますので、比較的透過性がある、いわゆる水がある程度流れるような堰になっております。下流にできるだけ漏水させる、または調整しやすくするために、棒杭か竹がらみなどでつくられた堰でございます。現在、この図にありますとおり、13カ所の草堰が現存しております。

続きまして、お茶屋堰でございます。こちらは、1740年ごろに良質な水を下流の蓮池城下に引くために設置された堰でございます。こちらがお茶屋堰でございます。ここがこの位置でございます。この蓮池城下までこのように堀で水を引いていったというところで

ございます。

続きまして、城原川の水の流れの状況でございます。まず、こちらの図の見方でございますが、左手が上流、右手が下流でございます。上の図が水量が多いとき、これは平成13年9月11日に観測した図でございます。こちらが上流から下流の位置でございます。この縦軸が水の流量でございます。このように、上流の方では毎秒 $3.04\text{m}^3$ 流れておりますが、下流の方は毎秒 $0.75\text{m}^3$ というふうに、上流では $3.04$ ありますが、下流の方ではこのように少ないという状況でございます。また、こちらが城原川の水量が少ないときということで、平成13年6月16日観測の図でございます。このように毎秒 $1.31\text{m}^3$ が下流に行きますと毎秒 $0.04\text{m}^3$ というところで、量が大変少ないというところでございます。そのときの写真をそれぞれ添付しております。こちらの方に書いてありますが、天井川であるため、取水された水は河川に戻らず、下流に行くに従い水量は減少していきます。これは第2回のご意見でもいただいたところでございます。

こちらの方が城原川の流況についてでございますが、右はイメージ図でございます。やっぱり夏場、雨が多いので、このように、縦軸は流量でございますが、夏場はこのように流量が多くて、秋、冬になりますと流量が少ないという状況でございます。これを便宜的に多い方から並べまして、そのデータから渇水流量、低水流量、平水流量というふうな形で過去10年間の流量の数値をあらわしているところでございます。このように、平水流量、平年の通常の水の量というふうにお考えいただければと思いますが、それは通常 $2.05\text{m}^3/\text{s}$ 流れている。それがだんだん、少ない時期、渇水流量とありますが、少ないときでは $1.08\text{m}^3/\text{s}$ のような状況になっているというところでございます。

水利用の実態ということで水利用の図をお示ししております。これにつきましては、ちょっとこのスクリーンでは見にくいかと思えますけれども、城原川沿川では、まず幹線水路、クリークが走っておりまして、この幹線水路、クリークでたまった水をまず使いまして、その次に中小河川、城原川の水を使いまして、その次にため池の水を使い、その次に筑後川の水を使うという、こういうふうな順序でこの地域は水を使っているというところでございます。あと、城原川につきましては、さまざまな堰で取水をしておりますが、それは、こちらにありますように、水車などの利用、野菜や農用具等の洗浄に利用されたり、消火活動のための利用、田畑を潤すかんがいのための利用というふうなことで、さまざまに利用されているところでございます。

それから、流域内の文化等についてでございます。こちらの方も上流から下流にかけての位置関係を左に示しておりまして、右手には主な憩い・集いの場ということで、写真と内容について表示しているところでございます。このように、上流から下流にかけてさまざま、川沿いで人々が公園や川自体に憩いや集いの場を求めて、このような形で休日等に

なりますと集まっているという状況でございます。

あとは、景観的な要素もありますけれども、桜街道、それから神埼そうめん祭。この神埼そうめんにつきましても、370年の歴史を誇る特産品というところでございます。それから仁比山公園、水車の里、こういった人が集う場、学習する場もございます。

それから、下流に行きますと、カヌーマラソン大会とか吉野ヶ里菜の花マーチ、公園、クリーク公園などがあります。下流の方では、ふな釣り大会、それからハンギーレース。川とのかかわりがだんだん薄れてきたというところも実際ありますけれども、千代田町ではこのように川の中でハンギー大会ということで、こういったところも現状で残っているというところもございます。

あとは、史跡・名所につきましても、眼鏡橋、広滝発電所とかの位置関係と写真についてもこのように表示しているところがございます。九年庵など、こういった文化関係の史跡・名所についても、城原川沿川にはさまざまございます。あとは、城跡関係もこのようにございます。

あと、文化関係。水にまつわるものについてもこのようにありますので、ただ単に物だけではない、文化も大事だということでありましたら、こういったものもご準備させていただきたいと思っております。水にまつわる、それからクリークにまつわる産物とかも城原川流域では特色としてございます。

(プロジェクター終わり)

以上が資料 - 5、現状認識の整理という資料でございます。

あと、図面の方について若干ご説明させていただきたいと思っております。

その後ろにございます図面は、まず図面 - 1でございます。この図面 - 1につきましても、ちょうど会場の方に、委員長から見て正面ですね、こちらの方に4つ図面を並べておりますが、こちらの方が大正6年、昭和23年、昭和39年、平成10年の城原川周辺の平面図を示しております。これにつきましては、皆様にも、城原川周辺だけでございますが、図面としてお配りしております。

それから、図面 - 2でございます。この図面 - 2につきましては、城原川の取水模式図でございます。城原川から取水された水がどこに流れているかを示しております。会場にも置いておりますが、取水地点とそこからどこに流れているかという流水方向などを表示しているものでございます。

それから、その次でございますが、環境情報図があるかと思っております。そちらの方をごらんいただければと思っております。表紙、図面 - 3でございますが、めくっていただきまして、2ページの方をごらんいただければと思っております。まず、この2ページにありますのは、0.0km、いわゆる河口から1.8kmまでの環境情報をまとめております。2ページには、生物の情報と

空中写真。それから、その次のページは、同じ箇所の位置関係、調査で確認された生物の位置関係を表示しております。同じく4ページから10ページに、下流から上流に向けての生物の情報を示しております。それから、11ページには、城原川ダムの調査をしておりますが、その予定地及びその周辺の生物ということで、11ページ、12ページで確認された生物の種類を表示しております。そして、13ページ以降が、先ほどそれぞれの生物の名前が書かれておりましたが、その写真とその分類、天然記念物とか、環境庁のレッドデータブックとか、佐賀県のレッドデータブックとか、こういうそれぞれのデータブックでどれぐらいの位置づけがされている生物かということ、植物、鳥類、ほ乳類、は虫類、底生動物、両生類などで示しているところでございます。

なお、この環境情報図につきましては、生物の確認された位置情報が含まれております。生物の中には大変貴重な生物もいます。乱獲等の場合もございますので、この資料については取り扱いに十分ご注意をいただきたくお願いします。なお、第1回委員会におきまして、重要な希少種の位置情報につきましては非公開とさせていただいておりますので、各委員の皆様方におきましては取り扱い注意のほどよろしくお願いいたします。

本日ご用意した資料の説明は以上でございます。

荒牧委員長 どうもありがとうございました。

最初の挨拶にもありましたけれども、ちょっと今日は長丁場になるということで休憩を挟んでくださいとお願いしました。ここが区切りがいいので、一回ここで休憩をして、そしてご議論いただきたいと思います。今、私の時計で5分ですので、20分からよろしいですか。15分間休ませてください。

それでは、20分から開始いたしますので、お戻りください。よろしく願いいたします。

(休 憩)

荒牧委員長 それでは、時間になりましたので、再開をしたいと思います。

資料リストの左側、河川利用及び流域の現状と大枠でくくってあって、途中で分けようかと思いましたが、先ほどちょっと最初に野越しとか三千石堰、草堰の話とかまでもう話が行っていますので、どこからでも構わないことにしていきたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、今の資料説明についてまずご質問をお願いいたします。どうぞ。

井上委員 私は生物の方でも特に植物の方をやっているんですが、この資料で貴重な植物などを挙げられております。植物については私も特に異議はないんですが、専門外ですけども、鳥の中の貴重な鳥でオオタカとかハチクマなんかはひよこが写っているんです。こんなふうな写真、これはちょっと、私も記録にあることは知っていますが、これがいつごろ調査をされて、調査された範囲がどこまで、調査の方法はどのような方法でや

られたのか、自然植物、そのほかも全部含めてその辺がもしわかったら教えていただきたい。オオタカとかハチクマのこういう営巣状態が最近でも撮られているのであれば、とてもダムをつくる話にはならない問題なんです。大抵のところ、もうダムが中止になったりなんかしたところが非常に多いので、その辺の資料の出所をちょっと知っておきたいと思います。

事務局（川口） それでは、お答えいたします。

こちらに添付しております写真ですが、この写真は、どういう生き物かということで、いろいろな図鑑とかインターネットとかで収集した写真ございまして、この写真そのものは城原川のダム周辺で確認された写真ではございません。申しわけございません。

それと、ダムサイト予定地及び周辺の生物の環境調査の状況でございますけれども、一応平成9年から平成10年にかけて調査しておりまして、今回は、申しわけございませんが、確認された時期、それと調査の方法とか手法については提示しておりません。もし必要でございましたら、次回にでも整理しまして提示したいと考えております。

井上委員 場所はわからなくても、例えば調査の範囲はわかりますか。

事務局（川口） 調査の範囲は、12ページ目を見ていただけますか。12ページ目にダムサイト予定地周辺を、貯水池がございますが、その全体を含めて約500mのエリア内で一応調査をやっているというような状況でございます。

井上委員 わかりました。

荒牧委員長 ほかにお願いいたします。

佐藤悦子委員 この城原川の上から下までの流域の人口が1万人ほどというふうに書いてありましたが、流域というのは川から離れてどれくらいを流域というのか、ごく初歩的なことですが、そのあたりを教えていただきたいと思います。

それから、お茶屋堰から下流の方にガタ土がたまっていきますが、これを取るのと取らないのでは、例えば大潮のときに潮がやってきますけれども、取ったときも取らなかったときも結局水位は同じなのか、ガタ土を取らないと来る水の量が少ないというだけなのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、希少動物というか、絶滅危惧種の中に、お茶屋堰から少し上流に行ったところに、植物で、何という名前でしたか、タコノアシとか何とか、そういう名前の絶滅危惧種に指定されているようなのがあったはずなんです。これに記載はされていないんですけれども、今ちょうどこの部分で堤防の補強工事か何かが行われていまして、このあたりが工事で全部削り取られているんです。それで、あの植物はどうなったのかなと常々思っていました、ここについておりませんので、そのあたりのところも教えてください。

荒牧委員長 今の3つの質問についてお願いいたします。

事務局(竹下) まず、流域の範囲についてでございます。流域の定義と申しますのは、例えば山の尾根を想像していただければと思います。雨水が地上に落ちたときに、尾根を境にしまして、いわゆる雨水がどっちに流れるかということがあるかと思えます。要は、流域というのは、最終的に城原川にその雨水が流れ下るところ、範囲でございます。山の尾根を越えますと、その雨水は違う川の方に流れ下ると思えますが、要はその川に流れ落ちる水の集水範囲だというふうにご理解いただければと思います。ですから、川から何kmとかいうことではございません。いわゆる雨水が城原川にたどり着く位置でございます。要は、その流域の線を越えますと、そこに落ちる雨水は城原川に落ちずに違う川に流れる、その範囲を流域と申します。

荒牧委員長 5ページの赤で囲んだ部分のことでいいですよ。

事務局(竹下) はい。

荒牧委員長 上の方はわかりましたけれども、下の方はどうするんですか。そのやせ細っているところの、上の方は今言われた分水嶺でわかりましたが、下の方はどういうふうにご定義するんですか、低平地の川は。

事務局(竹下) 下の方につきましても、基本的には水が城原川に落ちる範囲が変わりはございません。ただ、ほかの川との関係がございますので、下流の平野に行けば行くほどいわゆる流域の線を引くというのは大変難しいところがありますが、いろいろ周辺の川の状況を踏まえて、その流域の流域界、境と申しますか、それは引いているところでございます。

荒牧委員長 どうぞご質問を。補足的にどうぞ。

佐藤悦子委員 何となくわかったようなわからないような感じなんです、下流の方は天井川だし、取水口がちょっと上がっているのそこに流れてくる水はないので、そうしたら下流は流域じゃないのかと思ってしまうような気もしたんですが、この1万人というのはどういうふうな範囲で見られたのかというのを教えていただきたいと思えます。

事務局(竹下) 流域内人口につきましては、この流域内に住まわれている人口について既存の統計から推定したものでございまして、流域内の線を引いて、その中にいる方を、各戸を数えたわけではございません。既存の統計で約1万人はいるのではないかというふうにご算定したものでございます。

あと、ガタ土を取るのと取らないのとでは、いわゆる満潮のときに水位が変わるのかどうかという話ですが、基本的に満潮のときには水位はガタを取っても取らなくても変わりません。海の水でございまして、平べったい水位が上がり下がりをしているという状況でございまして、それは川の中のガタを取っても取らなくても、満潮は満潮位の水位で上がります。

事務局（中村） あと、タコノアシについてのご質問ですけれども、今日お配りいたしましたこの資料 - 5 につきましては、基本的には平成10年から平成13年の4年間の動植物の調査でやっております。植物については、平成13年、1年間のものですので、まあ、地元の方はタコノアシのありかをご存じなのかもしれませんけれども、その調査ではちょっと気がつかなかったということでこれに載っていないのだと思います。タコノアシは一般に数株がちょこちょこっと生えるものですから、なかなか発見しにくいんです。だから、そういった意味で見落としがあったのではないかと思います。

それから、現在行われている工事ですが、あれは堤防を削っているのではなくて、通信回線、今、光ファイバーが主流になりつつあるんですが、光ファイバーの通信回線を堤防沿いに設置して、水位とか、それから、映像情報を最近では流せるようになりましたので、映像情報を常にインターネット等で今度流そうという計画を持っておりますので、そのために工事をしているものでございます。ですから、現在は掘っておりますが、また埋め戻します。そういう工事でございますので、3月には終わる予定にあります。

荒牧委員長 では、資料について白武さんからお願いします。

白武委員 白武と申します。詳しいデータを見せていただきまして、どうもありがとうございます。

感想からちょっと述べさせていただきますけれども、城原川というのは、美しい水質がある、質が非常にいいということですね、そして貴重な生物がいる、それと生活、生産にうまく川が利用されてきた、そして美しい景観の一要素である、グランプリをもらったと。城原川に対して、高い多面的機能を持つ川だ、すばらしい川だと、こういう説明であったように私は受けました。

先ほどの一番最初の議論に戻って申しわけないんですが、その文化的な側面ということデータをどういうふうに、経済的評価をするならその価値を評価する、それが一番見やすいんですけども、そういう評価を計測される用意というか、準備があるかどうか。実態は実態ですけれども、それを客観的に比較できる経済的価値に変えていただければ非常にわかりやすいというように思います。そういうことをしていただけるかどうか。

第2点ですけれども、城原川は天井河川である、土砂生産の多い川だ、したがって天井川だと。逆に言えば、その土砂を排出しないといけない、財政負担が非常に大きな川である、基本的にそういう特質を持った川ですよというようなことをおっしゃったと思います。したがって、年間の土砂生産量というのはどれぐらいのものなのか。一つある壁でとめたときに、年間にどれぐらいの土砂を排出しないといけない、そういう川なのかということ、そしてどれぐらいの財政負担というのがかかる代物なのかというような、年間の生産量ですね、土砂生産量というのをちょっと教えていただきたい。

3番目ですが、上流域と下流域の水量に大きな差があると、4分の1から約33分の1、上流域、下流域で。それで、川の水質、環境、これを維持するのに必要な水量というのはどれぐらいのものなのかということです。あるいは、水量だったり流速だったりというのがあるかもしれませんが、それを遮るといことが果たしてできるかどうかですね、遮ってなお水量を維持できるか。それで、その場合の水量、水速というのが水質環境の側面からどれだけ必要なのかということ、その点を教えていただければありがたいです。

荒牧委員長 3つの質問が出ましたけれども、1つずつよろしいですか。

事務局（竹下） 1点目と2点目についてでございます。文化的側面の経済的価値、それから土砂生産量についてでございます。文化を経済で価値評価する手法とか、それから土砂の生産がどれぐらいあるのかというのは、学術的にも非常に、今いろいろな研究がされているような状況でございますので、今この場でどの程度資料のレベルでお出しできるかちょっと今のところわかりません。ただ、ご指摘の文化的側面の価値、それから土砂生産等にかかわる事項についてどういったところまでわかるのかというご指摘かと思しますので、ちょっとこれについてはもう一度事務局の方でどういった資料があるかというのを探させていただくということによろしゅうございますでしょうか。

荒牧委員長 ちょっと確認ですけれども、今言われた天井川の土砂生産は行っているんですか。先ほどの説明は、天井川部分の土砂を取る、そういう維持をやっているという説明だったんですか。していないでしょう。だから、土砂生産という概念はないと思うのですけれども、ちゃんと説明していただけませんか。先ほどの説明は、天井を取るのに取っていたから、いつも取っています、お金がかかっていますという解釈でいかれては間違っていると思いますけど。

事務局（中村） 今の話は天井川の維持のお話だったと思います。我々の方もちょっと説明が十分じゃなかったと思うのですが、あの部分は草堰が並んでいる区間なんですけれども、実際に地元からは、草堰のところ土砂が堆積して、そこにまた草が繁茂するということがあるので、草を刈ってくださいとか、それから草がそもそも繁茂する原因は土砂が堆積するからなので、土砂を取ってくださいというのは常々要望が出されております。できるだけおこたえは、我々も治水上で仕事をしておりますから、治水上の危険性があるということであれば対応はしますけれども、今すぐに、それほど危ないという区間でもないというふうに認識しておりますので、必ずしもそういった対応はしていない、つまり土砂を除去するようなことは今はやっておりません。ただ、実際は過去に何回かやっているようです。それに年間数千万円ぐらいかかった時期はあるようです。ちょっと正確な数字は私も把握しておりませんが、きちんと全部対応すれば、やはり年間でそれぐらいの金にかかる可能性があるかと、そういう現状です。

事務局（川上） 今回の説明で、天井川がどういうふうにして形成されたかという中での説明で、土砂が多い、要するに掘削してもまた川は戻りますよという話もしましたよね、それイコール土砂が多いかどうかというところはもうちょっと整理した方がいいと思っています。

といたしますのは、前回に宮地先生が、嘉瀬川と比較した場合に山が浅いと。普通、嘉瀬川は扇状地が開けています。扇状地は、ご案内のとおり、土砂が氾濫しながら形成されますけれども、城原川は山が浅くてすぐ平地になっていると、こういう特徴的なお話があったかと思うんです。それと、先ほどありましたように草堰、これは透過性はありますけれども土砂をとめる機能になりますから、そういったものと、あと洪水氾濫が繰り返し、たまる、防御、それで堤防が高くなったというのは推定はできますけれども、今の先生のご指摘は、土砂の量が多いんじゃないか、多い川ではないかというご指摘、それでどれくらい出るんですかというご指摘だったと思うんです。そこはもう少しきちっと整理してご提示した方がよろしいかと思しますので、今日は預からせていただいてよろしゅうございますか。

荒牧委員長 それから、文化の経済的価値の話はああいう説明でしたけれども、よろしいですか。

それでは、もう一つ最後の、もう終わったんですね。

事務局（川口） 河川を最低限維持するための流量はどのくらい必要かということだと思のですが、今の城原川の現計画につきましては、通常、正常流量という表現がございますけれども、正常流量は河川を最低限維持する流量、それと農業用水とか利水がございますけれども、そういった流量をカウントして計画するわけです。現時点での城原川の計画につきましては、河川の維持流量、要は河川を最低限、景観とか、生き物とか、そういうものを維持するための流量としては、 $0.5\text{m}^3/\text{s}$ を日出来地点で確保する計画で進めております。

荒牧委員長 汚濁を浄化するのに必要な水の量という、その汚濁の意味がちょっと、どこの地点において、どういう汚濁に対して、どういう流水を入れれば汚濁が、どう言えばいいんですか、希釈でいいんですか、何でやるのかよくわからないけれども、古賀先生、ちょっと教えてください。

古賀委員 ご指名ですので。水質から見た適正な水量というのは、この城原川については、良好な水質を維持するための水量はどれくらいかという質問自体が余り成立しない。したがって、水質を絡めて水量を云々ということは考える必要がないんじゃないかなという印象を持っています。要は、山からの水がそのまま流れてきて、流域からの負荷が水質そのものにそんなに影響を与えているとは思えませんので、むしろ違う観点からのそ

の水量というものを設定すると言うとおかしいですけども、最低限これくらい要るんじゃないかということを考えた方がいいように思いますということでもよろしいでしょうか。

白武委員 ちょっと理解できないところが随分。

荒牧委員長 先生のご質問の意味をもう一度お願いします。

白武委員 先ほど水質の観測を仁比山、協和橋ですか、堂地とおっしゃったんですかね、3点でこれはずっと継続してされているんでしょうか。その場合、水質の基準というのがあって、その基準からすると、仁比山、協和橋付近では非常にいい、この計測を始められてからずっとその基準よりも大体下位にある。それで、上位に堂地というところがあるとおっしゃったんですけども、これは今ある水をとめない状態ですよ、それであっても4分の1、33分の1ぐらいの水量較差があるということをおっしゃっていたんです。確かに下流域になると水質が落ちる、堂地というのは下流域だと思うんですけども、水量が減っているから落ちていると、こういった、大したあれじゃないですが、素人目から見ても、ある一定の水量がないとこういう水質が落ちていくということ。だから、そういう質問をしたわけです。

古賀委員 下流のところは、多分あれは感潮域ですので、海の影響を受けます。ガタの影響も受けます。

もう一つコメントしておきますと、現状の水質が環境基準と比べて高いからいいとか悪いとかいう考え方も、我々専門家ではもうそういうのもやめようということをおっしゃっています。なぜならば、感潮域というのはそれなりに人間の影響がなくても水質そのものは変動しますし、濃度も高くなることがあります。要は、自然の摂理の中で決まる濃度というものもありますので、そういうところをよく吟味した上で本来ならば環境基準は設定されるべきなんです。ただ、この感潮域の環境基準値そのものについては、そういう自然の摂理を知った上で設定されているとは思えないところがあるんです。そういう意味で、感潮域については余り細かい議論をしない方がいいんだらうという気がしておりますし、感潮域ですから、陸域からの負荷も影響を与えているかもしれませんが、それは流量という観点ではなくて、陸域でちゃんと処理をすべき話であるということ。よろしいでしょうか。

白武委員 素人なものですから、そのあたりがよく理解できないでいるんですが、今慌ててじゃなくて、何か少しわかりやすい、素人でもわかりやすいような数値でもって、データでもって示していただければ本当に助かります。

宮地委員 今のお話ですけども、ちょうど今日は大寒の最中なんですけれども、この大寒のうちでは、城原の下流でも、それから私のところの佐賀江でも、寒の水とって、これをくみ取って、これを、ながせのときにはクリークの水やそのほかの用水が濁ってい

ますので、それに充てるために、大体どこの家でも大きなかめに2つぐらいくんでためておくわけです。それから、潮が引いたときに私どもの方は江湖まで出かけて行って、その江湖の水を日常用水に使っておりました。そういうときには、今みたいな維持用水とか、そういう考え方はなかったわけですが、その辺のことから考えますと、感潮域については、堂地というのは場所を申しますと、蒲田津のすぐそばで、その地区を堂地と申しますけれども、そういうところでは、つまりお茶屋堰から下の方の感潮域では維持用水とか水質というものについての考え方が、古賀さんがおっしゃったように、その地域の経験的な知恵というものを勘案した上で考えるべきじゃないかと、こういうことをおっしゃりたかったんでしょう。

古賀委員 ありがとうございます。もともと、水質を水量で考えるときに一番ポイントとなるのは、いわゆるきれいな水をどこからか持ってきて、その希釈効果で水質を改善しようとするときには、やはり水質から見た水量の量というのが大切になってきますが、通常そういう思想自体が対処療法であって、余り真っ先にそれを議論するべきものでもない。むしろ水量自身が30年、40年前の水量はこうであったと、それが、その地域の思いとか自然観から何らかの流量が設定されているのであったら、それはそれで価値があることだろうと思いますが、人為的な影響で水質が悪くなった分については、まず処理をすることが第一ということです。それを適正な流量でもって水質をよくするというのは、やはり次善の策あるいは最後の手段、そういう位置づけで考えていただければということです。

そういう意味で、感潮域というのは非常に複雑なところであって、自然界での物質の変換とも言いますが、自然界の中でもその水質がかなり強く変動するわけです。そういうものを、極端に言いますと、今日出てきたBODとかSSとかで、SSは出てきていなかったですかね、BODとかで議論されると、要は間違っただイメージを持たれるわけです。ですから、そういう意味でも、自然の摂理を知った上で、環境基準というものを少し弱めて見ていただければと思います。

今日の説明は、何せ環境基準と比べて現状の水質がどうのこうのと言ってありましたので、あれはやはり、ちょっと間違いのもとになるのは、環境基準を上の方に勝手に高く設定するときれいということになりますし、低く設定すると汚いということにもなります。環境基準値そのものは人間が定めるレベルです。我々が知るべきことは、その自然界の中での水質がどうであって、そこに人間がどういう悪さをしておるかということをもまず分離した上で、その人間が出す影響をできるだけゼロに近づけるという方向で、処理とか水の使い回しというのを考えないといけないということだろうと思います。

白武委員 天井川ということで生活排水が入ってこないという、そういう意味では非常に美しい川だ、美しい水があると。そういう意味では、人間が人為的に悪くしたという、

悪くするというのは、一つのとめるということが悪くすることなんですけれども、生活排水は入ってきませんよね、天井川ですから。そういう……

荒牧委員長 天井川の部分の話をお聞きになっているんですか。

古賀委員 上流部は天井川じゃないです。

白武委員 そうですね。部分的に天井川の地域、例えば協和橋あたりは天井川になりますよね。そして、堂地のあたりもそうですかね。

宮地委員 いえ、堂地は天井川じゃないです。

白武委員 堂地は天井川じゃないですか。

宮地委員 江湖です。

白武委員 江湖になりますか。江湖だから、要するに海水が入っているから濁っているのは当たり前だという話ですね。先ほどは水質と水量というのは余り関係ないというような説明を受けたんですけれども、そこが素人目で見るとどうもよくわからないんです。そこをまだ、ちょっと宿題で、何か教えていただければありがたいんですけど。

古賀委員 問題の所在は、あえて言うならば、城原川から、我々というか、我々と言ったらおかしいですけども、利水で水を取っていますよね。川自体の水量が人為的な影響でかなり減っているわけです。それによって、その水質が2次的に悪くなるとするならば、当然その停滞域、水がとまっているところでは、雨水自身も洗面器にためておけば、窒素とかが入っていますので富栄養化するわけです。そういう質の変換を悪いと言われると、それはそれなりの流量を流さないといけないということにはなりますけれども、それは人間が出した物質ではなくて、もともとその原因は何かといったら、水を取って川の水がやせ細っているからそういうことになる場合があります。それは、山の自然が出す窒素と燐でも水をとめてしまいますと富栄養化しますので、それをいいとか悪いとかいうことの前には、もうちょっとその問題の質を掘り下げたところからやらないと、出口のところできたらいい、ああしたらいいということになってくると、何かちょっとややこしくなるとい気がいたします。

荒牧委員長 ちょっと変えます。益田さん、お願いします。

益田委員 さっきの事務局の説明について、若干、事実が私の認識と違うかなということで、確認といえますか、お尋ねをしておきたいと思いますが、実は今、直鳥橋ですね、あの工事が、お茶屋堰のところで工事が行われております。それで、私、昨日ある方から連絡を受けまして現場を見に行きました。それで、先ほどは光ケーブルを埋設するための工事だとおっしゃいましたけれども、あそこはきちっと護岸工事、築堤ということで、きちっと工事名まで、筑後川河川事務所の発注でちゃんと工事が行われているわけです。私、しばらくあそこに立って現場を、住民の方からご連絡いただきましたので、ちょっと状況

を見てまいりましたけれども、河川工事、今、佐藤委員ですかね、お尋ねがあったようですが、あれはきちとした護岸工事ですね、光ケーブルの埋設工事じゃないでしょう。

そこで、あの工事のやり方は大分変わったなと。私、工学部の出身じゃないものですからそういう点では素人ですが、工事の方法を見ておったところ、非常に自然に配慮した工事が行われているんだなと思いました。恐らく魚礁でしょう、魚や生物を守るため、あるいは水辺の空間といいますか、一つの公園化ですね、リバーサイドの公園化、そういった点も配慮された工事がきちと行われているわけです。しかも、あのガタ土ですね、あれも大分、河道の掘削も行われているわけです。そういうところを事務局はどのようなお考えで、さっき光ケーブルの埋設工事で、そういうことはないのご説明になったのでしょうか。

事務局（中村） 申しわけありません。私、位置をお茶屋堰より下流だというふうに思ったんです。今おっしゃったのは上流ですね。

益田委員 直鳥橋から下流、お茶屋堰までの区間のことです。私はそこを、地元の方のご連絡を受けて昨日見てまいりました。

事務局（中村） わかりました。ちょっとそこを私は誤認しておりましたけれども、タコノアシの生えていたという現場が恐らくちょっと下流の方ではないかと思ったものですから、下流で行っている工事も、下流からずっと神埼までですね、今ずっとやっているのが埋設工事なんです。おっしゃるように、お茶屋堰より上流の直鳥橋より下流の区間は護岸工事をやっております。どちらも一応3月までに工事を終了するような計画でやっておりますので、よろしく願いいたします。

益田委員 もうそれ以上、今日はここでは議論は差し控えますけれども、私の印象としては、ああいう工事、施工の方法ですか、あれをずっと上流まで続けていったら、もっとすばらしい川になるんじゃないかということですから、これは私の感想でございまして、ちょっとここではこの程度でとめて、今後の議論に回したいと思っております。

荒牧委員長 ほかの方のご質問をお願いいたします。

竹下委員 竹下です。

私は川副町に住んでいるものですから、城原川のことはよくわからないなと思って、実は正月休みにずっと上流から下流まで自転車で行ってまいりました。それで、いろいろ見てきて、ああ、なるほどなと思ったんですが、その中で今話に出たお茶屋堰ですか、先般も松崎さんから話があったんですが、これが天井川の原因になっているのかなという印象を私も実は受けました。

というのが、千代田町の役場の東の方に行ってみますと、同じような河口からの位置なんですけれども、田手川の方はガタが大分ある。それに比べて、千代田町の役場の西の方

についてはそれほどガタがなく、その下の方のお茶屋堰から下流の方にガタがたまって  
いるということで、先ほど言われたように、正月のときも工事をされておりました。正月  
ですのでちょっと休んでおられましたけれども、お茶屋堰のこの写真の、30ページの写真  
に3つ流路が、水の流れる場所があるんですが、ちょうど工事をされていて、そこを  
横断できるようになっていました。それで、下におりて見てみると、真ん中のボックスと  
いいますか、その下の方から水が流れて下流の方に行っていました。そこにはフラップゲ  
ートがついていました。フラップゲートがついているということは、そこから上流の方に  
潮が行かないようにしているんだらうなど。つまり、これが一つは河口堰みたいな形でそ  
の上流の方の草堰で水を取るのに役立っているのかなと。そういう意味では、水を取水す  
るにはいいけれども、これが最も大きな問題である天井川の原因になっているなというよ  
うな、松崎さんと同じような印象を受けて、実はその高さを知りたいなということで思っ  
ておりましたら、今日9ページの方に淡水区間ということで資料をいただきました。

確認だけしたいんですが、これは見てみるとT.P3よりちょっと下ぐらいで、有明海の  
朔望平均満潮位に近いのかなと思っているんですが、これはこの30ページにあります写真  
の3つある水路の下段の高さと理解していいのか、それともそのもう一つ下にあったボッ  
クスカルバートの下段の高さなのか、それを確認したいんです。

事務局（竹下） まず、9ページのお茶屋堰のところの高さについては、お茶屋堰の堰  
のてっぺんの高さを表示しているところでございます。あと、淡水区域についてですが、  
お茶屋堰の上にまた取水する堰がございまして、そこまでの間しかお茶屋堰の淡水の影響  
はないということで、こちらの方に淡水区域ということで示しているところございませ  
う。

竹下委員 ということは、お茶屋堰が一つの野越しみたいな形になっているとすれば、  
今30ページについている写真に3つの流れる水路がありますが、その水路の高さ程度だと  
理解していいんですかね。

事務局（竹下） お手元の資料の30ページの方の真ん中のあたりにブロック等があるよ  
うなのが見えるかと思えますけれども、いわゆるこのてっぺんの高さを示しています。

竹下委員 これはコンクリートの天端の高さですか。

事務局（竹下） はい。

竹下委員 ということは、さっき言ったこの下にもう一段、2段になって水路、ボック  
スがありまして、その下の方にはフラップゲートがついて、そこから水が流れていまし  
たが、その下段のボックスの一番下の高さじゃないんですね。

事務局（竹下） 違います。

荒牧委員長 では、ほかのご質問をお願いいたします。

蒲地委員 蒲地ですけれども、2点ほどお尋ねをしたいと思えます。

まず、城原川と周辺の小河川との関係ということで16ページに資料をつけていただいておりますけれども、これを見せていただきますと、昭和初期のころの周辺の河川の状況という形で平面的な位置を書いておりますし、また河川の発達経緯を、江湖から発達したものの、あるいは洪積台地からとか、あるいは山から直接流出する河川と、こういうふうには書いてございます。では現状で、ここに書いてございます河川と城原川本川、例えば馬場川とか中郷川、あるいは中地江川、こういう河川との、洪水時なり、あるいは平水時なり、どういう水の流れ等の関係がっているのかということについてお示しをいただきたいというのがまず1点でございます。

それから、2点目といたしまして、先ほどからいろいろ話に出ております三千石頭首工なり、あるいは草堰について、位置図あるいは状況の写真等については資料をいただいておりますけれども、ではその維持管理をどのようにされておられるのか、どなたが維持管理をされておられるのか、もし経費がかかっているとすれば、その経費はいかほどで、どなたがご負担になっているのか、そこら辺につきましてもあわせてご説明をお願いしたいと思います。

事務局（水田） それでは、県の方からご説明させていただきたいと思います。

まず、城原川と中地江の関係です。これは昭和初期ぐらいの絵になっているわけでございます。現在は中地江川、これを昔は犬童川と言っております、形態的にはこういう形の河川になっております。城原から中地江の部分ですね、この初期の方はつながっているような状態になっておりますけれども、今はここが排水機場、中地江排水機場というのがあって、中地江の部分之城原の方に、 $12\text{m}^3/\text{s}$ のポンプでございまして、はいているというようなところでございます。あとは、蛇取川とか天竺川、それから小松川、この辺は中地江の方にそのまま流れていっているというような状況でございます。

あと、この河川の治水の部分につきましては、中地江の改修をずっと今やっております、現在、佐賀市からさらに千代田の付近までの事業をやっているというような状況でございます。

それから、先ほどの三千石関係とか、あるいは草堰ですね、ちょっと三千石の方は県の区間になりますけれども、これは横落水路組合というのがございまして、ここが管理をされているというような状況になっているということでございます。草堰の方は、それぞれの地域の方たちが維持管理をされているというようにお聞きしているところでございます。ということで、それぞれ昭和初期の湿地帯とかクリークとかがあったものを、圃場整備等で幹線水路等もできているし、圃場整備の整備上の区画がなされているというような状況でございます。ということで、今は中地江の城原からの線が排水機場で逆に城原の方に排水をされている。あと、蛇取の遊水池とか小松川については、現状こういう形で中地

江の方に合流しているというような状況になっているということでございます。

それから、お手元の方の城原川流域の変遷の中にも大きな図面がございますように、この佐賀江川は、こういうふうな蛇行の河川に、昭和の時代はこういうものであったのでございますけれども、今は改修で真っすぐした、要するに東から西の方に真っすぐした河川の整備が既にここはできているというような状況でございます。

荒牧委員長 今、洪水のことについては、次回数量的なことを出していただけるということでいいんですね。さっきのポンプのこととかは口で聞いただけでは理解できませんけれども、その洪水時の水の収支と言ったら悪いけれども、どこにどう上げて、どこからどう回して、どこがどうという話は次回出していただけるということでいいんですね。

事務局（水田） はい。

荒牧委員長 では、ちょっと先に、今の蒲地さんの質問に加えて、例えば利水のところの分と言われたのは、今組合のことだけはお話しになりましたけれども、その系統図は出していただけるんですか。例えば、草堰は地元の方がと言われて、それだけでおしまいですか。

事務局（水田） これももう少し詳しく、今の草堰の管理をどうされているかというのはもう少し調査し、次回にご説明するというような形になるかと思います。

蒲地委員 次回にぜひお願いしたいと思います。

それと、先ほどご質問いたしましたけれども、馬場川なり中郷川と城原川の関係については、今お答えできればぜひお聞かせ願いたいと思います。これは、今できないとおっしゃるならば、次回にあわせて馬場川、中郷川と城原川の関係についてもご説明をお願いしたいと思います。

桑子委員 今の維持管理の点についてもう少しお伺いしたいんですけれども、水の配分システムで言いますと、ああいう草堰のような風景を見ますと、水に苦労してきた地域だからこそその風景だなという感じがいたします。特に渇水時には、上流と下流で水争いとか、水げんかとか、そういうことが古くから繰り返されてきた。その争いをどういうふううまく調停してきたんだろうか。上下流の配分の仕組みですね、特定の地域をどう管理しているかということも重要ですけども、長い流域の中でどうその上下流がうまく配分の仕組みをつくってきたのか、話し合いの仕組みをどういうふうにしてきたのか、これは私は日本的な合意形成の仕組みだと思っているんですが、その辺をぜひ知りたいなと思います。

それから、今の利水の件ですけども、治水の面でも、野越しに関して先ほど水防の話が出てきましたが、地域の水防組織とか、水防団とか、こういう組織がどういうふうになっているのか、洪水時にはどういうふうその地域が連携していくのか。2000年に東海大水害が起きたときに、これからの治水というのは行政と地域住民等が連携していかなければ

ばならないということが明確に出されましたけれども、その行政と地域の人々との連携の仕組み等はどのように整備されているのか、その辺も伺いたいと思います。

荒牧委員長 治水のことは、次回にまず出していただいて、どういう定量的なものになっているかということをお口で言われてもちょっとよくわからないので、ぜひ出してください。

それから、利水については、何かそういう資料は、今日これで利水はおしまいだよというのではないでしょうけれども、水の利用について、今、先生からは歴史的なことまで含めてご議論がありました。ここでは線図だけが描いてありますけれども、こちらに流れていますということです。先ほど古賀さんが定量的なデータという話もされていましたが、そのデータの議論というのはあり得るんですか。

事務局（川口） それでは、お答えします。

利水の件ですけれども、各草堰の取水口がございますけれども、そちらで流量観測をしておりますので、その取水の実態のデータについてはご提示することができます。

七戸委員 かなり立ち入った話になりますので、誤解を与えないように一番最初の話からします。河川整備計画の案をつくるための専門家委員会でありますから、専門家としての意見をここでは言わなければならない、どちらかに偏った意見をこれから述べるわけではないということを確認したいと思います。

例えば、ごみ処理場が私の家の隣にできるとすれば絶対反対します。何が何だって反対します。ですけれども、専門家委員会として、ここしかないと決めたら私はそういう決定を下します。そういう場であると理解して臨んでおります。そういう場に対しまして、広く意見を委員として入れると副知事がおっしゃるのは佐賀方式で、これはすごいと思います。これは間違った場合には、例えば自分の家の隣に特定のごみ処理場ができるんだったら、絶対嫌だから反対するというのをやれば、これはちょうど薬事審議会のエイズ部会かなんかで特定の製薬会社の利益のために誘導したとか、いろいろ言われるのと同じことで、やってはいけないことになります。客観的な決定をやらなければならない。それぐらい重要な場であるということの責任を持ちつつこれからお話しします。かなり立ち入った話になります。

それは草堰です。このデータをここから読んだ限りでは、草堰は環境側に、例えば草堰を残すかどうかここでの決定事項になります。管理の仕方、蒲地委員や桑子委員もおっしゃったような形での、どういうことになるかということで、このデータの限りでは多分残すようなムードで、いい制度だなと、こうなるかもしれない。

ところが、この資料の19ページの草堰の最後の3行目ぐらいを見てください。これは蒲地委員がおっしゃっていた管理の話ですけれども、「上流に石を置いたり、ビニールで覆

ったりしているため、洪水の流下阻害となっています」。これはどなたが行っているかという、当然管理をやっている組合の方でいらっしゃるわけです。データに関しては、私は逆に事務局側には敬意を払うんですけども、物すごく気を使って、データで気分を害さないような形でやっていらっしゃる。これは河川構造物以外の構造なんです。つまり、公共の河川に対して勝手にやっていらっしゃるわけです。このことについて事務局側はおっしゃらないわけです。言わないわけです。

さらに、この城原川の治水模式図をごらんください。これを見たときにおかしいなと私も思っていたんですけども、一番下に小さく草堰で現地調査ができなかったと書いていますでしょう。これは河川管理者と草堰の管理者の間の関係をうかがわせるわけです。つまり、立入調査ができなかった、拒絶されたということです。というような構造について物すごく控えめに誤解を与えないような形で事務局は提出している。これには非常に敬意を表したい。ただ、逆に言うと、このままでいくと、完全に草堰というのはずばらしいもので、管理なんかも自主的な組織に任せて、こういう形に流れていくでしょう。

それで、慣行水利権の水利権料のことをお話ししまして、ここは慣行が張りついています。これだけ合口もされずに取水されているというのは、一般的な、蒲地委員が一番ご存じかと思えますけれども、かなりの小刻みな構造ですよ、利水形態として合理的じゃないんです。ですけど、今のご質問のやりとりでデータを出すと言ったけれども、私は出せないと思う。この状況、今のお話から大体想像がつくと思えますけれども、非常に難しいわけです。端々に事務局側の苦しみが見えているんですけども、こういうところがすごく難しい、全部を公開する形で、そして広く意見を、専門家以外の人間に対しても話をする形でやると。ところが、それについて抑えてしまった場合には、多分皆さん、今の私の話の前までだったら、草堰はずばらしい文化遺産だから残そう、このままの管理をやろうと思うんじゃないですか。そして、河川整備計画の案を決定する。これはどうなんでしょう。

ほかに、この河川整備計画の案はダムがあります。それから、下の先ほどの掘削の問題もあります。それをやるのか、やらないのかも一個一個我々は決定していかなければならないわけです。そのときのデータなんですけれども、その中にもかなり、事務局側は絶対こういうことは、データは出さないでしょうから、委員の方々の間で情報を提供していただきたいんですけども、選択の問題として、野越しを残して越流させて、そして水害を起こした場合には、都市住民の多い地域だと必ず国賠が出ます。国家賠償法の問題になります。賠償を請求しないという土地柄と、賠償をどんどん請求する、これは都市住民が多いところでは多いんですけども、どういう土地柄なのかというような興味もありますし、あるいはダムとか計画を中止することによって、これは最高裁も認めた理論ですが、

計画担保責任という問題が起きます。つまり、それを期待して自分たちは行動していたのに、それをほごにしたなど。その分の信頼利益の賠償を国に対して、あるいは県とかに賠償する、そういう権利はあるんです。それを行使する土地柄なのかどうなのかということも込み込みです。

さらに、行使された場合に、これは佐賀県の県民の税金で払わなければならない。それに対して文句を言う土地柄なのか、そうじゃないのか。ああ、払いましょう、払いましょうという土地柄なのかということも含めて計画は決定されなければならないわけですが、これについては事務局側は多分言えないでしょう。そういうデータも含めてこの河川整備計画案をつくるためには必要なもので、そういう点についてはご意見をちょうだいしたい。一番最初に桑子さんがおっしゃったように、フリーな議論ができる状態にしたいというのは、こういうことまで含めてデータが欲しいということだと思います。

草堰に関しては、どんどん話が先ほど進んでいたもので、今のようなお話をさせていただきました。

荒牧委員長 事務局に聞く前にちょっと。

宮地委員 ちょっと話が先のどういう答申をまとめるかということに進み過ぎているような感じがしますが、その前に草堰の実情をちょっと見ておかなければならないと思います。

草堰は、さっきおっしゃったように、これは農業水利施設で、大和の国、河内の国以来ずっと行われておるので、播磨風土記を見ますと、この草堰は「挿し櫛」というような表現でやっております、全国どこでもそういう、名前はいろいろ違いますけれども、あちらこちらに、県内でも巨勢川にもそういうのがいろいろあって、大体零細な河川で水が足りないから、上流では必要な分だけ取って、できるだけ下流に流しましょうと、こういう形になっております。これは城原川の三千石堰でもそうで、城原川の三千石は、これは時代からいうと中世技術と言っているわけで、京都のトヅノヨウゲンに、ちょうど松尾神社の前に堰がありまして、それから下、城原川と同じように30近い取水堰があります。そこを固定堰で締めておりますけれども、これは石畳でつくっています。そのところは、真ん中に水逃しをつくって、そこで取水時期になりますと、外しておる石というものをまた積んで、よそから持ってくるものについては、三千石堰の場合で言いますと、三千石の管理者がそういう資材を持ってきては公平にならないから、そのときに使う芝とか土とかいうものは上流の仁比山村の者が運んでくるというようなことになった。詳細は、三千石堰のいろいろな規定、この中で三千石と、それから嘉瀬川水系との関係というものが表示したような絵図をお示ししておきました。これは、明治40年、三千石、この横落水路の、当時ですから、水利組合がつくった絵図なんですけれども、そこではできるだけ非かんがい期に

はあけ、開放しておく。そして、かんがい期になると、この下におろしておいた石を積み上げてやるわけです。そうすると、上流側は洪水の原因になる、下流側は約束どおり下流に水が漏るか、ということで、必ずそういうときには立会監視しています。全国的に申しますと、このような行事は井手揚げとか堰揚げというようなことになります。

それで、この上流側に水害がつかるといので、この辺で一番騒いでおりましたのは遠賀川の岡森用水なんですけれども、これは今、堰の構造が変わりましたから、問題は解消しております。三千石堰の場合は、伝説によれば、多分これは成富兵庫がつくったと言われる堰なんですけれども、結局、そこでのいろいろな、どういうやり方でこの井手揚げをやるのか、そのときの資材はどうするのか、人夫はどうするのか、立会監視はどのような利害関係のある集落からやってきてやるのか。それからさらに内部の水路、内部に入りますと30幾つの小さな分かれている水がありますから、それについてはお互いどうするか。そして、それについてさっきも調査課長が、佐賀平野の特徴は脊振山地からいきなり流れてくるところの川のほかに、その脊振山地の全面に洪積台地がずっとありまして、この辺の地域で、地名で申しますと、早稲隈山、帯隈山、日の隈山と、こういった洪積台地の山があって、それからチョロチョロとした川が流れてきます。これを零細河川と申しますけれども、それとの組み合わせで、この城原川自体は、もっと右岸側だけに限っていきまうと、右岸側での水利費負担が相当重い横落水路というのがあり、さっきも説明があった、これは中地江と書かれておりますけれども、本来、犬童川ですが、犬童川というところがあって、神埼郡と佐賀郡の境、そしてそれを越えてこの佐賀郡、今では佐賀市の方までかんがいを賄っておるといようなことです。

ですから、その洪積台地の零細河川から出てきたところには、クリーク地帯なのに、なぜあんな上の方にむだなため池をつくるのかというご議論があるかと思っておりますけれども、それは三千石堰から取水した横落水路では、城原川自体は扇状地の発達もないし、そこにはその零細河川しか水路がないものですから、そこにこの日の尺池を初め 岩田の堤という7つぐらいのため池がこの右岸側にはあります。

そんなような形の中で、この大和の国、河内の国以来の今度はそういう取水堰がありますから、このことについては農林部の方でも、農林部というよりも九州農政局の方で相当頭を痛めまして、この城原川についてはどうするかといようなこと。その前にまず現状をはっきりさせなければいけないということで、城原川の下流の事業にかかります前に、これはどこでも農林の方はそういうことをやっておりましたけれども、筑後川水系農業水利調査事務所、木曾川の場合は木曾川水系調査事務所、淀川は淀川水系調査事務所、そういったところで徹底的にこの水利施設、取水量といようなものを調査しまして、筑後川水系については、その取水場所、それから絵図面が4枚ぐらいつくられておりましたかね。

私もそういうことの一環として、筑後川下流の水利慣行というのを調べてくれというような形で、佐賀平野水利慣行調査報告書、それから筑後平野水利慣行調査報告書、それぞれ九州農政局から部内限りで出版しております。

そのうちの一部が私の監修という形で30年前に出版しました『佐賀平野の水と土』です。それを引用させていただいておりますけれども、今見て気づきましたが、27ページで三千石堰の取水の「井手溝」というのが書かれております。これはどういうところで間違っただか知りませんが、私がその当時こう書いておいたとすれば、これは明らかに間違いですから、おわびいたします。これは「井手溝」でなく「菅生川」というふうに直していただきたいんですが、城原川は取水量が少ないものですから、ここでそういったことがいろいろあって、第一、管轄が違うので、土木の方から調査に行っても農民の人は相手にしてくれないと思います。そういうところをどうするのか。

それから、それぞれの草堰から取水しておるのは、みんな幹線水路につながって、幹線水路の給源になっております。そして、それは今も下流事業の大きな幹線水路になっておりますから、この辺のところをよく考えないと、いきなりここで、つい古い言葉を使いますけれども、建設省サイドだけでこの草堰のことを議論しても議論にならないと思います。余計なことだと思えますけど。

荒牧委員長　とうとう一番難しいところにもしかしたら来たのかもかもしれません。

では、小宮先生、先にお願ひします。

小宮委員　私の話はそんな難しい話じゃなくて、ちょっと頭を休めるような話になります。

23ページのところに城原川の歴史というのが書いてあって、今、播磨風土記の話が出てきたわけですがけれども、下の欄の城原川というのがまだ非常に少ないわけです。せっかく肥前風土記があって、しかも神埼郡のところに城原川に比定されている神埼郡三根川の記事もあるし、だからそういうもので少しずつ埋めていったらどうだろうか。

それから、宮地先生の大きな指摘もあるわけですが、慶長肥前国絵図の中には城原川と馬場川が同じような大きさを描かれている絵図もありますし、それから江戸時代に入ると、そういう災害の記録というのも実は出てくるわけですから、そういうもので埋めていったら、城原川の歴史というのがもう少し充実するんじゃないかというふうに考えます。

古賀委員　城原川の話が出てきていましたので、天井川の話も出てきていましたよね。それで、この場で天井川の形成メカニズムというんですか、その話が余り出てきていなかったと思うのですが、その話を次回してもらって、あわせて、この歴史から見ると、山の植生の状態を300年ぐらい前にさかのぼって、300年前も相当荒れていたと思うんですね。それで、天井川ができて今に至るというところを一気に説明してもらった方が恐らく理解

が早く進むんじゃないかなという気がしましたので、次回で結構ですので。ただし、山手の方の情報は難しいかもしれませんが。

それと、ちょっと水質の話に戻って恐縮なんですけど、今日は何せBODだけだったかな、出てきていましたけれども、水量が不足して水質が悪くなるといったときに、非常にあいまいな表現でちょっと行き違いがあったかもしれません。もしこの城原川で水量不足による水質悪化が起こるとするならば、藻が増殖して水の色が緑色になるとか、そういうことだろうと思いますが、それが起こっているのかいないのか。現状で結構です。多分そんなに深刻な状況ではないと思うのですが、それを次回出してもらえればすっきりするだろうと思います。そのときには、くどいようですが、環境基準は使わないようにしておいてください。いいですか。誤解を与えますので。

もう一つ、経済的な話が、これは環境とか文化とかいう話が出てきて、その価値判断ですか、評価ですか、出てくると、その経済的評価という話が多分、今日も少し出てきていましたけれども、先々出てきそうな気がします。それで事務局からは、非常に判断の難しいところの情報はありますというお話だったんですが、そこら辺は慎重に情報を集めていただきたいと思います。建設省もかつては、建設省かな、国の機関のほとんどは大蔵省に言われて、いわゆる税金を使うときの経済評価をせよという指令が出て、建設省は一気に直轄補助事業全部の経済的な評価の物差しをつくらざるを得ない時代があったわけです。その一環として出てきているいろんな手法があるんです。あれをここに出してくるとちょっとまずいような気がいたしますので、そこら辺は十分そしゃくしてから提示していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

特にこの経済的な評価のところは思想も絡んできます。大事なものは、これは流域委員会ですから、川づくりの話も出てきますので、次に議論になるのは、そのコスト負担のところが出てきて初めてその評価も恐らく地に足のついた議論ができると思うんです。そういうところは多分この場ではできないと思いますので、できないことをきちんとこうこうかくかだからできない、これはできないとか、これはできるとか、何かそういうものを整理して提示してもらえればと思います。

実松委員 現在の城原川の基本高水と計画高水、これが数値的にわかればぜひお願いしたいと思います。

それから、環境アセスメントの問題でございますが、例えばダムをつくった場合どういような公害が発生するか、その辺を具体的に提示していただければいいのではないかと思いますけれども、シミュレーション的なことを大体されていれば、そういうことも含めて、次回の委員会でも結構でございますので、ひとつその辺をよろしくお願いします。

荒牧委員長 高水、治水のデータは次でいいですね。次回お話しするという事になっ

ていますので、次回でお願いします。

それから、手法のことについてはもうちょっと後でよろしいですか。その手法がどういう手法かということ、ダム環境影響評価の話がちょくちょく出てくるということではなくて、一応治水が全部終わった後でよろしいですか。

実松委員 結構です。

荒牧委員長 ダムができることによる環境影響評価でいいですね。

実松委員 公害関係です。

荒牧委員長 いわゆる生物環境ですね。

実松委員 そうです。

荒牧委員長 いわゆる環境全体ですね。

古賀委員 ちょっとコメントしていいですか。

荒牧委員長 どうぞ。

古賀委員 どのような情報をお望みなのか、私、ちょっとよくわからないんですけども、一般的に言われているアセスで出す予測結果というのは、物すごい費用と物すごい時間がかかります。ですから、次回と言われても恐らく事務局の方がギャツと言うことになると思います。ですから、こういう情報が欲しいということをしてできるだけ詳細に提示していただければ、できるものとできないものを多分区別して回答として出てくるんだろうと思います。だから、一般的にアセスと言われると事務局はギャツと言うし、例えばダムができてダムの水質がどうなりますかと言われても、相当の時間がかかります。ですから、1～2カ月で出てくるような代物でもないと思います。ただ、あらあらでもいいからどうなるんだという程度だったら出せるかもしれませんけれども、それも情報を要求される側のその質の内容に応じて時間とお金がかかってきますので、後でよろしいですので、何かこういう情報をということをおっしゃっていただければ、多分、事務局は、できる、できないということで回答すると思います。ちょっとコメントです。

荒牧委員長 では、治水のことはこの次のところで、どうせ定量的なデータをということもありましたので、次回、洪水のことについてはお願いいたします。

では、もう一人だけどうぞ。

松崎委員 これは次回に聞こうかなと思いつつも、水の話になってきたので、ちょっとデータ要求をしておきたいと思うのですが、31ページの城原川流況のところでは、ある1日の観測による水の多いとき、少ないときという数字が出ているわけです。そして、先ほどの説明では、日出来橋での維持流量は最低 $0.5\text{m}^3/\text{s}$ を考えていますというご説明だったんです。そうすると、この表を見るだけで、じゃ、お茶屋堰では幾らになるのかという疑問が1つあります。それから、1日の観測の数字でそれだけ言い切って大丈夫かなとい

う思いも逆にします。

ですから、城原川そのものが例えば数年にわたって月別にどのくらい水が流れてくる川なのか、そしてそこからどのくらいのものがどういう時期にどういう目的で取水をされておるのか、それで今の川のお茶屋堰でこんなものですよというようなところがわかっていかないと、川の問題は治水・利水等相互に関連し、片一方を立てれば片一方が立たなくなるような感じがしますので、その辺の川そのものの流況全体の数年にわたる平均値といえますかね、そういうものを知った上で、あとこの問題をどうするかというようなことを考えざるを得ないのかなと思っております。ぜひデータをお願いしたいと思います。

古賀委員 私も次回以降にしゃべろうと思っていましたが、ついです。

そういうことになってきますと、利水形態の話が当然表に出てくると思います。ですから、下流用水事業の前後で恐らく水の利用の仕方が変わっていますので、そういう下流用水のことをちゃんと位置づけた上で分析してもらえればと思います。

飯盛委員 21ページの先ほどの水質現況ですけれども、ちょっと今まで古賀さんがおっしゃったことに反するかもわかりませんが、私はやっぱり、この水質現況でここに出されたように、環境基準値は必要だと思います。

それで、この文章の書き方にちょっと問題があるんじゃないかと思うのは、一例をちょっと申しますと、「城原川の水質をBOD(75%値)で見ると、ほぼ生活環境の保全に関する環境基準のB類型を満足し」というふうに書く方が本当じゃないかと思います。なぜかという、もうご存じの方も多いと思いますが、人の健康にかかわる環境基準とか、あるいはここにあるような生活環境の保全とか、いろいろあります。やはり水質を云々するのであるならば、生活環境の保全に関する環境基準の数値は出してほしいと思います。

それから、先ほど藻の問題もちょっとおっしゃいましたけれども、もしその問題が出なかったらもう私は要求しなかったんですが、もし藻の問題を云々するのであるならば、ほかに環境基準値として挙げられておりますpHと、それからDO、この数値がわかるならば大体判断がつきますので、多分この3地点は環境基準点になっていると思いますので、データはあるはずですから、やはりそういうのも見る方がわかりやすいかなと思います。そこまで必要がなくても、BODは代表される値ですから、私はこの生活環境の保全に関する基準値というのはやはり入れておいてほしいと思います。

佐藤悦子委員 簡単に済ませます。

この水質関係のことで、数字だとなかなか私みたいな素人はわからないんですが、城原川でよく魚を釣っていた、今でも釣りますが、ここの魚が食べられるかどうか、ここのシジミが食べられるかどうか、そういうことを教えていただきたいと思います。

それから、ガタ土の堆積のことなんですが、30年ほど前まではお茶屋堰の上の方のコン

クリートの上から水があふれていました。下の方で流れていたわけじゃなくて、上の横板の方からあふれていました。20年ほど前は少し、1カ所か2カ所あふれるぐらいでしたが、だんだん少なくなって、今はあふれるということはありません。これは水の量が減ったためということなんでしょうが、田手川も同じように減っているのかどうか、それが知りたいことの一つです。

それで、以前ガタ土はああいうふうにお茶屋堰まで押し寄せてきていたわけではなくて、真ん中あたりに山のようにあって、そこにヨシがいっぱい生えて、両サイドは砂地でした。中央線からちょっと下に行った下直鳥橋からは飲料水をくんでおりました。ここには橋の上に井戸がありまして、そこからくみ上げていました。この橋から下流に200～300mまでは砂地がありました。私はそこまで行ってシジミ貝をとっておりました。もちろん食べました。そういうガタ土の堆積というのが水量が減ったために起こったのか、それとも有明海が何らかおかしいのか、それとも50年とか100年周期で何らかそういうふうに関の、川も生き物ですから、そういう変化が起こるのか、そのあたりのところが長年の疑問でしたので、この際教えていただきたいと思います。

佐藤正治委員 脊振の佐藤でございます。

私は上流の生まれなものですから、下流のことは非常にわかりにくいというのが現状であろうかと思えます。草堰、三千石堰ですか、そういうふうなところが場所的に離れているということで非常にわかりにくいという面もあろうかと思えます。

国土交通省のお方にお尋ねをいたしますけれども、昭和60何年ですかね、うちのところにダムの問題が起こりましてから30数年になるわけです。その間に、3つの組織が現在ありまして、反対同盟、ダム対策委員会、水没者対策協議会ですか、3つの組織があるわけです。その中で今年は7,500万円という概算の予算がついている。昨年までは1億円ということでした。その中で私たちが説明を受けたときは、いろいろな面で調査費に使っているんだというような説明を私たちは国土交通省から受けておるわけでございます。それで、今、環境の問題、いろんなこういうふうな問題、このデータというものもその一部かなというような気もしますけれども、今まで約10数年、そういうふうな環境問題、流量問題、いろんなことがその予算の中で調査をされたんじゃないかなと思うわけで、その調査の内容等は、調査をしますよという説明はありましたけれども、その結果というものは全然報告があつてないわけです。そういうことはどういうところにデータとしてあらわれてきているのか、その点も私ははっきりしていただきたいと思うわけでございます。

また、上流、下流ということで、ダムというものはどこのためにできるのかということで、端的に言えば、私は下流の安全のためにできるんじゃないかというような考えを持っております。そういう中で、私たちは約30何年というものは地域においてダムで非常に悩

まされておるといのが現状でございます、下流の方との温度差がちょっとあるんじゃないかなというような感じも受けております。

一番最初のとて、よその団体とか個人の誹謗、中傷はするなというようなご意見が出ましたけれども、やはり私は30数年の中にそれもやむを得ないということはお許しをいただきたいと思ひます。下流に対してですね、やはり下流のためになるならば、下流の皆さんたちがどういふ考えを持っておられるのかというものが、私はこの流域委員会の目的は、最終的には城原川ダムをどうするののかというのがこの流域委員会の一つの大きな目的ではないかと思ひわけでございます。そういう中で、もう少し下流に対して今まで30数年間に、本当にダムが必要であるならば、国土交通省としてもその説明を徹底して周知させるべきではなかったかと、私はこういうことを唱えてまいりました。しかしながら、それが、今、委員さんの各意見を聞いておりますときに、余りなされていないというのが現状ではないかと思ひますので、その点もあわせて今後対応を十分していただきたいと思ひております。

私は、絶対そのダムをつくりなさいとかやめなさいとかいうことじゃございませんけれども、この使命として、流域委員会の私たちの使命として必ずこれを、これが非常に大きな問題であるということをおも自覚をしておりますので、その点についても十分担当関係にもお願いをいたしたいと思ひます。

荒牧委員長 それでは、今のダムの問題というものは、治水のこと、それから利水のこともあるでしょうけれども、ダムのことについても当然次のデータのところ、あるいは議論のところに出てくると思ひますけれども、ぜひ議論を進めていきたいと思ひます。

ほかにも多分まだ続けてあると思ひますが、これは資料に基づいて……。

古賀委員 質問に対する回答がまだです。

荒牧委員長 ごめんなさい。先ほどの質問について、今ここで答えられなければ次回でしょうけれども、答えられたらお願いします。

事務局（中村） 非常に多岐にわたって項目も多いと思ひますので、私どもの方でちょっともう一回整理をさせていただいて、結局はこの上流から下流までの河川の特徴が何であるかという点ではないかと思ひます。それをもう一回皆さんにできるだけ共通認識を持っていただけるような形でわかりやすく整理させていただきたいと思ひます。

それから、個別のデータそのものという要求に対しては、これは次回を待たなくてもできますので、データだけであれば、それは直接お渡しすることはできますので、そういうものについては対応したいと思ひます。もちろん、次回の委員会でその報告はさせていただきます。そういう形でいかがでしょうか。

荒牧委員長 よろしいですか。それでは、次回お願いします。

打ち合わせのときに、この左側の資料リストそのものが実は議論になるだろうというこ

とを理解してこの会に臨みました。これは、この前の議論を受けて、こういうものを用意すれば一つの取っかかりがつかめるといことのように思っていたけれども、今お話をお聞きしますと、これは必ずしもまだ十分でないということですので、委員からも積極的にこういうデータを示してほしいということをご連絡いただきたいと思います。私の取りまとめというよりもそちらの方がいいと思います。

では、川上さん、お願いします。

事務局（川上） 若干理解が進むということでちょっと資料を用意させていただきたいと思いましたが、先ほど宮地委員と七戸委員と蒲地委員から水の話がずっと出て、非常に専門家のご意見があったと思うんです。蒲地委員は水利事業のプロでもあられますし、宮地委員は水利史のプロでもあられますし、七戸委員は水利権のプロであられて、なかなか言葉の話でわかりづらかったと思うのですけれども、実は後ろに4つの絵、ちょっと今日は時間がなくて簡単に説明しました。時系列的にずっと流域が変わったということであるのですけれども、この中にいろんな情報が入っております。川の形態も変わっています。20何年かと、地図からも読めましたように、最近では川幅も広がっているのがわかります。それとか、背後地の農地の基盤整備も変わっています。最初にありました水利の流れの形態も図面から見れば変わっているのがわかると思うんです。いろんな状況の変化の中で、いろんなことが歴史的にずっと変わってきています。しかし、堰の話が最初にありましたけれども、その河川の中だけが変わっていない、今こういう構図になっているんです。これは歴史的にどういうことであったかということ、次回3人の専門家の方がご指摘いただきましたことをもう一回これに落としてご説明すれば、よりおわかりになるのかなという感じがいたします。

それと、桑子委員が言われました人と水のかかわり、管理の話ですね、管理形態が歴史的に変わってきています。ですから、いろんな理想的な話を言っても、管理できなければそういったいろんな機能ができないという状況があって、まさにこれは人と水とのかかわりが歴史的にずっと変わってきたんです。そういったものももう一回あの地図に、いろんな情報が入っていますから、専門家が言われた話を落としてみて、どういうふうに城原川が変わってきたかということをお話しすれば、ご三方のお話がよりわかることになると思いますので、次回はそのような説明をさせていただきたいと思います。

荒牧委員長 それでは、今回、今日の議論は、このテーマについてはひとまず置かせていただいて、多分今、質問で十分に時間がとれませんでしたから、まだご質問はあるかと思っておりますけれども、それはできましたら文書ないしは電話でも構いませんから出しておいていただいて、それを委員の方に知らせるようにしていただけないでしょうか。こういうことを聞き漏らした、あるいはこういうのを聞きたかったんだけど時間制約があ

ったというようなことがあれば、それを書いていただいて、まとめのときに同時に、今回と同じように、こういう質問と要求が出ておりますということを出していただきたいと思います。時間がちょっと足りませんので、そういう手続にさせていただきたいと思います。それで次の議題に移りたいと思いますが、よろしく願いいたします。

#### (4) 住民意見の反映方法について

荒牧委員長 それでは、次の議題に移りたいと思います。

これも前回本当は議論しましょうということをおきながら、もう少し後にしましょうということで、「住民意見の反映方法」ということをテーマに掲げておりました。これについては、また皆さん方からの文書もいただきながら、まだ議論をしておりません。それも含めて一つの事務局からの案を考えていただいていると思いますので、それをまずご説明ください。よろしく願いします。

事務局(竹下) それでは、お手元の資料 - 6 をごらんください。住民意見の反映方法(案)についてと書いております。こちらは、第2回で皆様方から住民意見の反映方法はどのような方法がいいかというご意見をいただきました。主なご意見としては、回数とか、どのような場所であるのかといったお話とか、どのようなふうに意見を聞いていけばいいのかというご意見等があったかと思えます。今回、資料 - 6 でご提示しているものにつきましては、まずは委員の方のご意見、それから事務局側が物理的に可能な方法として考えた内容でございます。

1番に意見聴取目的とありますが、これにつきましては、河川法に基づきまして、住民意見を反映するための措置ということで意見を聞くということでございます。ただ、ここに2段階で住民意見を聞くと書いております。これはどういうことかといいますと、最初のご説明で資料 - 4 があったかと思えます。資料 - 4 に委員会の進め方についてとあります。これにつきましては、途中で住民意見の反映という矢印があったかと思えます。実は、第7回の委員会までの間に論点を議論しまして、ある程度の方向性、流域空間のあり方というところの意見集約の過程の中でまず意見をいただく。これが第1段階目の住民意見を聞く時期ではないかというふうに考えております。第2段階は、このある程度の流域空間のあり方を踏まえまして、整備計画素案をつくった段階で、またその素案に対してのご意見をいただくという2段階の意見を聞こうと考えております。というのが、こちらに書かれている2段階の住民意見の聞き方ということでございます。

ただし、第1段階というふうに書かれている、資料 - 6 でございますが、これにつきましては、まず現状認識を踏まえまして委員会として論点整理ができた時点で、その論点に

ついて住民意見を求めるという形が一番よろしいのではないかというふうに考えております。といいますのは、現委員会でもまだ現状認識、また論点についての整理ができていない段階での住民意見聴取というのは、住民の方もどういう意見を言えばいいのかなかわからないと思いますので、まず第1段階目は、委員会で論点整理ができた時点で意見を反映するような形でいきたいと考えております。ただし、1回だけではなくて、1年間の中で具体的に回数としては2回が限度ではないかなというふうに考えておりますので、次は整備計画素案に対する意見を求めるという形で考えております。

あと、意見聴取範囲につきましては、まだ論点が整理されておられませんので、整理される論点によって意見聴取の範囲というのはまた変わってくるのではないかと考えておりますので、それも引き続き検討の上、範囲を決定していきたいと考えております。

あと、意見聴取方法につきましては、公聴会による対話を基本としまして、ブロック分けとしましては、現実性からと書いておりますが、小学校単位を基本とするのが1年間という限られた中では一番できるのではないかと。ただ、男女、それから世代間という観点から、婦人会、小学校での意見交換も場合によっては可能性としてあるのではないかと。あと、不特定からの意見を聞く窓口としてホームページでメールを受け取るという方法があるのではないかというふうに考えております。

あと周知。招集と書いてありますが、こちらにつきましては、広報誌での案内とかホームページでの案内、その他ファクス、郵送、メール等々あります。これについては、城原川について知識や関心を持つ方へ直接案内をするとか、こういう方法があるのではないかと考えます。ただ、これにつきましても、本日、それから次回あたりで、引き続きこの反映方法について皆様のご意見をいただきながら具体的な方法を考えていきたいと思っております。いずれにしましても、論点整理によりまして意見の聞き方等も変わってくると思いますので、その辺も含めましてご助言をいただきながら対応していきたいと考えております。

事務局からは以上です。

荒牧委員長 どうもありがとうございました。

今、骨格案だけですけれども、2段階で行う。1段階目が論点の整理後。それから、第2段階目が整備計画素案ができた段階。それから、範囲は、聴取方法としては公聴会、ブロック単位としては小学校単位ということが骨格の部分だと思っておりますけれども、これについてご意見を賜りたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

古賀委員 質問ですが、住民意見の「住民」というのは、これは文章からいくと文字どおり辞書に書いてある住民ということですかね。わかりやすく言うと、特定の組織から、利害関係の絡む組織から意見を求めるということはしないということですか。言いたいことは、住民意見というのを地域意見という格好でとらえると、何かいろんな聞き方があっ

ていいように思うんですね。

荒牧委員長 団体という意味でいいですか。

古賀委員 団体も含めてということです。極端に言いますと、環境とかになってきますと利害関係が絡まないかもしれませんが、やわらかく考えると、やはりNPOとか、そういうものもあるわけです。きつく考えると、またそれ以外にもあるとは思いますが。

荒牧委員長 では、その住民のブロックも小学校とかというところの、さっき婦人会ということが一つ言われましたけれども、それ以外の拡大解釈もあるということでもいいですか。利害関係者と言われてドキッとするんだけれども、それだけでなく、例えばNPO法人とか、保護団体とかというようなこともありかということでもいいですか。それから、ある組織がある場合もある、それも拒まないということでもいいですかということですね。

古賀委員 本来ならば、河川法に書いてある趣旨からいけば、そういうところまでやった方がいいよということだろうと思うのですが、違いますか。

事務局（竹下） まず、流域にお住まいになっている方とか、何かしら川にかかわりのある方ですので、どのくらい川にかかわりがあるかということからはなかなか特定はできないのではないかと。今のところ、この「住民」というのは特定の人を意図しているものではございません。

あともう一つは、先ほど言いました意見聴取範囲のところにかかわってくるかと思うのですが、論点に応じて意見聴取の範囲というのは変わってくるのではないかとこのように考えております。

桑子委員 住民意見の聴取の仕方は大変難しいと思うんです。できるだけたくさんの方の意見を聞かなければいけないということと、それから住民の意見の方向性というのを見定めなければいけないということですが、1つは、論点を整理するという点は確かに大事なことだと思うのですが、しばしば論点をこちら側で限定してしまって、こういうふうなことで議論していただきたいと言っても、そこに来る方々がそのことを十分に認識しているとは限らないわけです。川に対する思いをいろいろ持ってこの際話したいという方に、この場はこの問題に限定しますと言ってしまうと、かえって問題がこじれてしまうということがしばしばありますので、その辺は柔軟に対応しなければいけないというふうに思います。

それから、今おっしゃいましたけれども、「住民」ということでは、この城原川の河川整備によって影響をこうむる可能性のある人たちですね、これは当然入らなければいけないですが、広く関心を持つ人々、例えば春になって菜の花を楽しみに来る佐賀の人々もたくさんいるわけですね、そういう可能性のある人々も当然あると思います。それから、それぞれの環境団体とかNPOなどもあります。それで、なるべく門戸を閉ざさない、

広く聞いているんだということが必要だろうと思うのですけれども、そのこととうまくその聴取のプロセスをデザインする、これは大変難しいことですので、工夫していただきたいというふうに思います。

白武委員 隣にごみ処理場をつくるかどうかという、ごみ処理場というのはごみ処理ということで公共性があるわけです。そういう意味では、客観的に公的な視点で判断をするというその考え方は正しいと思うんです。ただ、隣のごみ捨て場、ごみ処理場という発想ではなくて、多分つくるときは県の予算を使ってつくるわけですから、第何段階か知りませんが、地域住民だけじゃなくて、広域に県民の意見を聞くということも非常に重要じゃないかなという気がします。その点だけです。

荒牧委員長 ほかの方、どうぞご意見を。

益田委員 この住民意見を聞くというのは、私は一番大事なことだと思っております。といいますのは、今回の改正河川法を私は熟知しているわけではありませんけれども、私のささやかな知識で申しますと、この改正河川法が目指すものは、これからの河川行政というものは、よく住民の声を聞いてやりなさいというところに一つの基本的な理念があると思っております。そういう視点から申しますと、やはりこの住民の意見というものは最大限尊重されるべきものだというふうに思っております。もちろん、七戸委員のご意見のとおり、これは専門委員会だという考え方も当然ございます。法解釈上いろいろな範囲があるかと思えます。しかし、繰り返しになりますけれども、河川改正法の趣旨ですね、これだけは、私も委員の端くれで、18分の1ではございますけれども、やっぱり最大限に尊重して、的確なる答申案ができればなというふうに思っております。

桑子委員 今の点に補足してはすけれども、住民の意見を聞くということこれから行う場合に、この住民の意見を聞くということの趣旨ということですね、これは河川法の本質というものをきちんと住民の方にも理解していただくということが非常に重要なことだと思っております。今までもいろいろな事業をやる時に説明会とかをやられてきたと思うんです。ただ、今までの説明会とは違う趣旨で、社会が大きく変化している中でこの住民の意見を聞くということをやっているんだということを十分に住民に理解していただいて意見を述べていただく。そうしないと、従来と同じような、反対する人は反対する、賛成する人は賛成するだけの会になってしまうというおそれがあると思えます。その辺をぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

古賀委員 地域からの意見を聞くというのは、私自身はこれは最低限のことだろうと思っております。最低限これだけはやりなさいということであって、私はこれだけでもっていい整備計画あるいはいい川づくりができるとは思っていません。むしろ、地域から意見を聞きましたよ、もう聞いただけですということではいろんな事業が進められることに私は危

機感を持っています。むしろ川によっては、こういう地域からの意見の聞き方によって地域も一緒になって川づくりをやっている。そういうところでは必ず、意見も出すけれども汗も出すという人たちがたくさんいるわけです。そういういい方向に回っていかないと、この意見の反映方法というの、この書いてあることではなくて、やっぱりその精神が非常に大事なので、そういうことからいくと、この聴取目的の1番のところは少し淡々とし過ぎているような気がしないこともないんです。それは多分これから先のことだろうと思いますが、そういうところを私自身からはお願いしておきたいと思います。

佐藤正治委員 公聴会というものがどういう形で行われるかわかりませんが、水没地を加えた私たちの委員として非常に利害関係があるということです。その公聴会において結果がどうなるのか、やはり地権者というものがあるということです。だから、そこら付近を十分考えていただきたいと思うわけです。最終的には地権者の同意がなくては、例えばダムをつくるにしても地権者の同意がなくてはできないという中で組織があるということだけは十分考えていただいて、地元の意見を一番尊重しなければいけないと私は思うんです。下流のことも大切ですが、やはり地元の水没地域のことも十分考えていただきたい。その中には利害関係を伴う組織があるということも十分考えていただいて、その点も配慮をしていただきたいと、私は地元の委員としてこういうことをお願いいたしておきます。

藤永委員 今の佐藤さんのご意見、30年の苦悩というのは相当に余りあるところがあるんですが、受益地も共通の認識かということ、質、量ともに非常に温度差があるというところで、やはりどういうふうな公聴会にするかということが、大変難しい問題ですけれども、住民のお互いの認識を近づけるために、住民の意見反映というよりも、まず住民の正しい基礎認識というものを共有化するのが大事ではなからうかと私は思っております。

ですから、結構これは時間がかかると思いますが、早くどういう方向でいくかを決めて、気づく、判断する、結論を出すとか、意見を言うとか、そういう2段階、3段階の住民意見の聴取が必要ではないかと思っております。1年間という期限付きの短い中でそれだけできるかどうかということも大変なことですが、例えば城原川全体を考えますと、やはり20年、30年を目標、あるいはそれ以上の問題がありますので、例えば若い世代、高校生とか、そういう問題を外していいものかどうか、将来のところを。逆に言えば、そういうものを取り上げたら物すごく時間が足りない。そうしたらどうするか、その辺を、例えば高校生、学校単位で、教育の現場でそういうことを教えて知らしめていくとか、そういうほかの手段も一つつくっていかないと、何か片手間になるような感じが、将来的には思っております。

荒牧委員長 今日、この住民意見の反映方法というものについては第1回目です。ま

だここでそれこそ骨組みだけしか出ておりません。具体的に、例えば小学校単位とかでやって何ブロックあるのかとかということは聞けば今わかりなんでしょうけれども、そういうのを含めてもう少し違う案、今言われたことを頭に描いて、もうちょっと具体的な計画を立てていただいて、それをみんなでディスカッションするという形でよろしいですか。2回目、次の第4回でもこの住民意見の反映方法については議論しましょうと。この枠組みが正しければ、皆さん異論がなければ、例えば第3回から第7回までは、この委員会自体がまだ現状認識の共通化ということを図っていく作業だし、論点を整理していく作業だということになっています。ですから、それまでの間にもう少し案をもんでいきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

古賀委員 このことについては、今日で3回目でしょうけれども、前回はそうだったんですが、ぼやっとしているんです。結局この意見の聞き方というのは、これは定期的にずっと繰り返しやっていかないといけない代物のはずなんです。それを何せ1年でやるから2回で済ますというのは、それはそれでいいと思いますが、要は、だれが何をどのように提示してどうやって意見を得るかというところをきっちりセットにして出さないと議論できないと思います。だから、大事なのは「何を」ということです。「どのように」というのはアンケートとかいろんな方法があると思いますが、「何を」というところの議論を早く詰めないと聞きようがないんじゃないでしょうか、と思います。

荒牧委員長 意見の言いようがないと。

古賀委員 はい。要は、そうなってくると、「何を」というときに何かを先に見せないと意見の聞きようがないですよ。見せるものは何なんだということ。今までもらったような資料だけでは恐らくまだ聞きようがないんじゃないでしょうか、と思います。

荒牧委員長 今の意見を踏まえて、私もそうと思いますが、ここには、具体的にどういうやり方をするかというイメージが皆さんにわからない。何をどう説明して、そのデータはどういうものを使って、どう説明して、どういうふうに意見をいただくということは今のところないですよ。それを論点という形だけでやるというふうにこれは書かれているんでしょう。今、我々が整理した論点だけをまず皆さんに提示して、こういうので今議論していますということ、その話をするというのが表現ですよ。具体的にどの点が争点になっているかということについてもう少し出していただいてもいいですか。それはこの作業そのものなんですよ、論点そのものというのは。ここで議論すべきこと。どうぞ。

事務局(川上) 今、委員の方々からご指摘があったとおりでと思います。我々も中身がないのに何を聞いていいかということはありませんし、ただ、当初からこの委員会をどう運営するかという議論はやってきたと思うんです。そのときに公聴会とか、要するにこの委員だけでまとめるに当たって、いろんな方々から公聴会、まあ、方法もいろいろあるか

もしれませんが、住民の声を聞こうというのを提案させていただきました。これも議論しましょうということでこういうペーパーを出していますが、おっしゃるとおりでして、今の段階で議論しても、内容をずっと議論する中で論点なり何を聞くかというところが変われば、当然方法も変わると思うんです。

ですから、とりあえずこの委員会の運営の延長線上で今の段階でのご議論をこの程度させていただいて、今いろんな方々が言われましたように、もう少し議論が詰まって、どういう観点で意見を聞くかもうちよっと集約した段階で、方法論とか、そういうものをまたご議論いただければありがたいと思っております。

荒牧委員長 今のよろしいでしょうか。ただ、またこれも次回もう一度、その前の段階、今の話でやると、そのまま7回が終わってから議論するようなイメージになると困るので、その住民意見の反映方法それ自体も、今、古賀さんが言ったように、何をどの時点でどういうふうに聞いていこうとしているのかということのプランをまず見せていただければありがたい。原案だけでもいいですから、今のところまだ何もそこが見えていないという気がしますから、それを出してもらっていいですか。

古賀委員 恐らく何回か繰り返して行って収束するところの、幾つか何かあると思いますが、要するに収束するところは何かといったら目標だろうと思います。だから、治水にしても、利水にしても、何らかの目標だろうと思います。その目標のいわゆる第ゼロ次案を、ここで1発目の第ゼロ次案をつくって提示するのか、その第ゼロ次案をつくるために、地域からどういう問題がありますかということ聞いてつくるのか。その最初のファーストステップはどっちかにしないといけないはずで。後者の方はもう一応この委員会の中でできるはずで。

ですから、恐らくは、何か目標についての議論をして、それを提示するというところで満場一致で決めることが非常に大事なことだろうと思うのですけれども、その手の議論をするために、我々自身は、私の知らないところは私自身学習しないといけないし、誤った知識のところはそれなりに修正しないといけない。そういう意味で、最低限のところ、ボトムラインのところのいろんな考え方を我々自身が共有化しないと、その目標の設定についても恐らく意見が一本化されないと。だから、そういうのを仮でもいいから出してもらって、それについて何か議論を先に進めた方が、何せ回数が限られていますので、こういうペースで月1回でやられても、多分目標の設定はきついんじゃないでしょうか。

荒牧委員長 理解できます。ただ、今のことを含めて次回、今、古賀さんが言ったことについて、今2つあって、そのうちの1つをという意見と、この前回見せていただいた皆さん方の意見というのは、まず住民の意見を聞いてくれという意見も結構たくさんありました。この議論を始める前に、まず最初に聞いてくれと。ですから、それはそういう思い

もあるでしょうから、そのことと今まとめられたことが皆さんお互いに納得ができるのかどうかということを次回やりたいと思います。

古賀委員 私は、そういう意味で、地域の方が情報を正しく知れば、その目標に対する判断も恐らくそれなりに的確になると思うんです。要は、自分がどういう状況に置かれているか。だから、さっき荒牧委員長が言われた、ブレーキがきかなくなっ初めて危機感を感じるのと一緒に、どういう状況にあるのかということを知っていただかないと、その目標を出すにしても意見の出しようがないという気がいたします。ですから、そういう情報を整理するのは、これはこの委員会で出す必要も余りないわけです。どんどん先にやってもらってよしい。仮にそういうのが出てきた段階で、じゃ、こういうのをしましょう、こういう目標にしましょうかという議論を詰めていけばいいんだろうと思います。要は、その住民に提示すべき情報がまだ出てきていないんです。

荒牧委員長 今の古賀さんの意見に皆さん方の判断を仰いで、私はそれを、ちょっと今日考えていただいて、次の段階で聞きたいと思いますが、今日はそういう提案があつてということにして、次回そのことをもう一度議論させていただくということにしたいと思いますが、そうさせてください。よろしいでしょうか。

そういう形で進めさせていただきます。このことは、初めて今日、住民意見の反映は皆さんの意見を求めた上で1回しかやっておりませんので、まだ全然詰まっているとも思えないし、手続の方法論についても、先ほど河川法の趣旨とか、それから古賀さんからは、それは最低条件だとか、いろんな言葉が出ていますけれども、それをそしゃくしていただいて、1年間という期間がありますから、その中でどういうふうにするのかというようなことも頭の中に描いていただくようにして、今度、事務局の方でもそこを精力的に詰めていただいて、そしてもし意見があれば、委員の人にも聞いていいし、それから委員からも意見を出していただくという形にしてください。次回、今日の議論を踏まえた上で議論をいたしたいと思いますので、委員長に預らせていただきたいと思います。では、それで進めさせてください。

今日用意しましたのは大きく言うところの2つですけれども、事務局、ほかに何かありませんか。閉じていいですか。

それでは、今日の議論はこれで終わりにしたいと思います。

ところで、事務局に私から、第1回目、現場に行つて皆さん方とお話をする機会を持っていろんなことをお話しできたんですけれども、こういう議論をしているのは全部議事録に記録されています。それももちろん重要ですが、同時に、もうちょっとこういうことはどうなっているんですかと聞いた上でここにまた出していただきたいというふうに思つて、交流会を開けませんかというふうにお願ひしました。そうしたら、事務局の方で

企画していただきました。これは任意ですから、お金ももちろんいただきますが、参加していただける方は残っていただいて、交流会を開きたいと思います。

このことについて事務局からご案内をお願いしたいと思います。

事務局（竹下） それでは、事務局から交流会についてご案内させていただきたいと思います。

この後5時35分から当ホテルの8階にて、レストランがございますので、立食による交流会を予定しております。委員に限らず、報道関係者、傍聴者の方も参加できるよう予約しております。なお、会費につきましては1人3,000円になっております。入り口の方で受け付けをしておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

#### （5）次回委員会について

事務局（竹下） あと、事務局より次回委員会についてのご説明をさせていただきたいと思います。

お手元に資料 - 7があるかと思いますが。年度末の大変お忙しい中、大変恐縮なのですが、日程調整の結果、次回は2月28日（土曜日）に開催させていただきたいと思います。午後1時半から5時まで。場所はこちらに書いております山水荘でございます。

荒牧委員長 すみませんけれども、交通状況がわからないので、ちょっと調べてアナウンスしていただいけませんか。JRの状況とか、バスの状況とか、雪が積もっているとか、何かいろいろあるでしょうか、もうこの場から逃げたい方もおられると思いますので、知らせていただければありがたいと思います。ちょっと調べてアナウンスしてください。

委員会としてはこれで閉じたいと思いますが、よろしいでしょうか。

事務局（竹下） ありがとうございます。

それでは、ちょっと交通状況を確認しましてご連絡をいたします。まず、委員会の方を終了させていただくような形でよろしゅうございますでしょうか。この後、数分したらご連絡させていただきたいと思います。

#### 5 . 閉 会

事務局（竹下） それでは、会の方はこれで終了させていただきます。本日はお疲れさまでございました。